

報道関係者 各位

令和元年（2019年）12月25日（水）

【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室
室長補佐 結城 圭輔（内線 4843）
健全育成係長 新坂 葵（内線 4845）
（代表電話） 03(5253)1111
（直通電話） 03(3595)2596

令和元年（2019年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況 （令和元年（2019年）5月1日現在）

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど令和元年（2019年）の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年（2018年）9月14日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしております。

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高を更新》

1,299,307人【前年比64,941人増】（平成30年：1,234,366人）

○放課後児童クラブ数《過去最高を更新》

25,881か所【前年比553か所増】（平成30年：25,328か所）

うち放課後子供教室との一体型 5,361か所【前年比448か所増】

※一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。（「放課後子ども総合プラン」に基づき1万カ所以上を一体型で実施）

○放課後児童クラブの支援の単位数

33,090 支援の単位【前年比 1,447 支援の単位増】（平成 30 年：31,643 支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度（2015 年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：18,261 人【前年比 982 人増】（平成 30 年：17,279 人）
（学年別内訳）

小学 1 年生：2,352 人【前年比 315 人減】

小学 2 年生：2,027 人【前年比 86 人減】

小学 3 年生：4,345 人【前年比 329 人増】

小学 4 年生：5,720 人【前年比 408 人増】

小学 5 年生：2,838 人【前年比 534 人増】

小学 6 年生：979 人【前年比 112 人増】

- ・平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね 10 歳未満」から 6 年生までと明確化。
- ・都道府県別では、東京都（3,427 人）、埼玉県（2,049 人）、千葉県（1,576 人）で全体の 4 割弱を占めている。
- ・小学 1 年生から小学 3 年生の待機児童数は 72 人減少している。一方、平成 27 年 4 月より対象とした小学 4 年生から 6 年生については、制度普及によるニーズの顕在化などを背景に待機児童数が 1,054 人増加。

○放課後児童支援員の数：98,905 人【前年比 8,136 人増】

うち、認定資格研修を受講した者の数：70,479 人（71.3%）

※（ ）内は放課後児童支援員の総数（98,905 人）に占める割合

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士：24,043 人（24.3%）

高等学校卒業者等で、2 年以上児童福祉事業に従事した者：32,116 人（32.5%）

教育職員免許状を有する者：26,272 人（26.6%）等

※（ ）内は放課後児童支援員の総数（98,905 人）に占める割合

○18時半を超えて開所しているクラブ数

[平日]

14,699 か所 (56.8%*) [平成 30 年 : 13,975 か所 (55.2%*)]

(*) 全クラブ数 (令和元年度 : 25,881 か所、平成 30 年度 : 25,328 か所) に占める割合

[長期休暇等]

14,351 か所 (55.7%*) [平成 30 年 : 13,651 か所 (54.1%*)]

(*) 長期休暇等に開所しているクラブ数 (令和元年度 : 25,752 か所、平成 30 年度 : 25,233 か所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所しているクラブの登録児童数

[平日] 773,068 人 (59.5%*) [平成 30 年 : 714,297 人 (57.9%*)]

[長期休暇等] 755,876 人 (58.2%*) [平成 30 年 : 701,921 人 (56.9%*)]

(*) 全登録児童数 (令和元年度 : 1,299,307 人、平成 30 年度 : 1,234,366 人) に占める割合

目次

概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	6
2	放課後子ども総合プランの達成状況	…	6
3	設置・運営主体別実施状況	…	7
4	設置場所の状況	…	7
5	登録児童数の規模別の状況	…	8
6	学年別登録児童数の状況	…	8
7	終了時刻の状況(平日)	…	9
8	待機児童数の学年別の状況	…	9

詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校校区数の状況	…	10
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	10
3	実施場所別クラブ数の状況	…	11
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	11
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	12
6	学年別登録児童数の状況	…	12
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	12
8	平日の開所時刻の状況	…	13
9	平日の終了時刻の状況	…	13
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	13
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	13
12	長期休暇等の開所状況	…	14
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	14
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	14
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	14
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	15
17	新1年生の受入開始の状況	…	15
18	専用区画の有無の状況	…	15
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	15
20	雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況	…	16
21	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	16
22	支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況	…	16
23	支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況	…	18
24	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	20
25	放課後児童支援員の資格の状況	…	21
26	認定資格研修を受講した者の数	…	21
27	認定資格研修修了者等の配置状況	…	21
28	放課後子供教室との連携の状況	…	22
29	放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況	…	22
30	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	22
31	市町村における対象児童の範囲	…	22
32	対象としていない児童への対応	…	23
33	市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況	…	23
34	運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	23
35	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	23
36	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	23
37	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	24
38	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	24
39	利用料の徴収等の状況	…	25

40	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	25
41	利用料の減免等の状況	…	26
42	指定管理者制度による実施の有無	…	27
43	おやつ提供の状況	…	27
44	保護者との連携の状況	…	27
45	育成支援の記録の状況	…	27
46	利用の開始等の情報提供の状況	…	27
47	運営規程の状況	…	28
48	虐待等の発生件数	…	28
49	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	28
50	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	28
51	学校との連携状況	…	29
52	保育所、幼稚園等との連携状況	…	29
53	地域、関係機関との連携状況	…	29
54	衛生管理・安全対策の状況	…	29
55	職場倫理の自覚の状況	…	29
56	要望・苦情への対応状況	…	30
57	研修受講機会の提供状況	…	30
58	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	30
59	運営内容の第三者評価の実施状況	…	30

都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

1	放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	31
2	放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	32
3	放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	33
4	利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	34
5	令和元年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	35
6	利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	36
7	利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	37
8	放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	38
9	学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	39
10	同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	40

参考資料

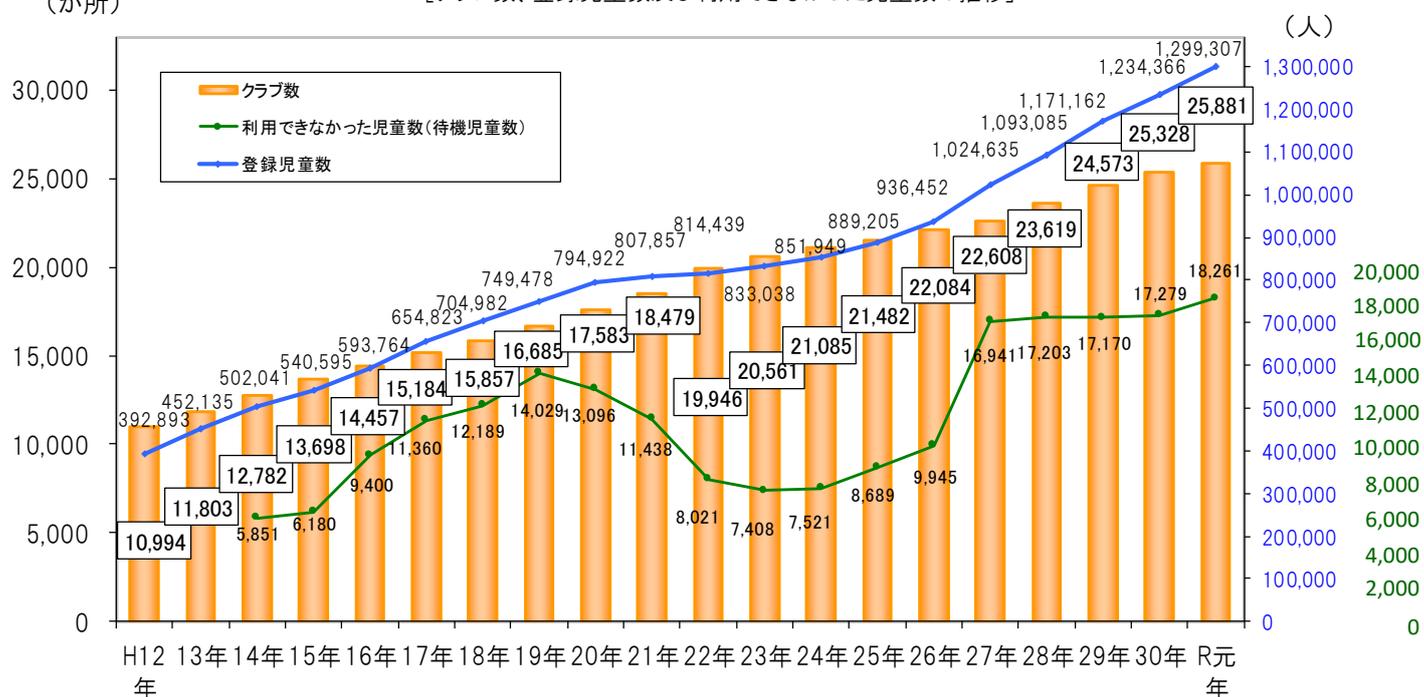
調査概要	…	41
------	---	----

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】 (全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年64,941人増の1,299,307人、
 - ・クラブ数は、対前年553か所増の25,881か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、小学1年生から小学3年生までは対前年72人減の8,724人となっている。一方で、平成27年4月より対象と明確化した小学4年生から小学6年生は対前年1,054人増の9,537人となっており、合計で対前年982人増の18,261人となっている。

(か所) [クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在 厚生労働省調査
 ※本調査は平成10年より実施

2. 放課後子ども総合プランの達成状況

「放課後子ども総合プラン」において示した目標と達成状況は以下のとおり。

- 放課後児童クラブの約30万人分の追加的な受け皿を整備し、約122万人分の受け皿を確保する目標に対し、登録児童数が約130万人となっており、目標を達成。

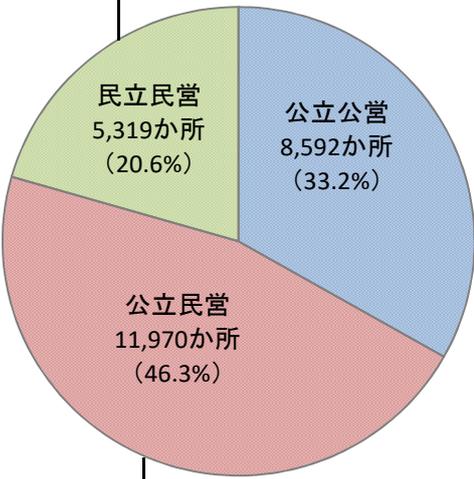
	平成26年5月	令和元年5月	目標
登録児童数	936,452人	1,299,307人	約122万人 (+ 約30万人)

※「放課後子ども総合プラン」は、平成26年7月に策定しており、目標の足元となる登録児童数には策定時点で把握していた平成26年5月時点の数値を用いている。

3. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約33%、公立民営のクラブが約46%、私立民営が約21%を占めている。

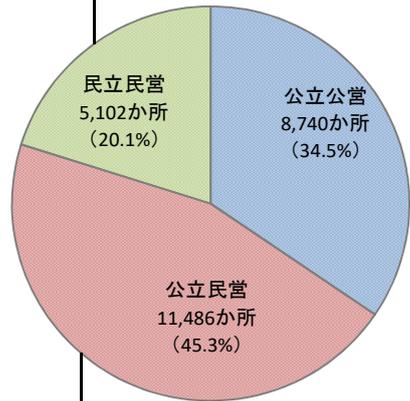
社会福祉法人	1,768か所	(6.8%)
NPO法人	886か所	(3.4%)
運営委員会	1,363か所	(5.3%)
保護者会		
その他	1,302か所	(5.0%)



社会福祉法人	3,586か所	(13.9%)
NPO法人	1,707か所	(6.6%)
運営委員会	3,667か所	(14.2%)
保護者会		
その他	3,010か所	(11.6%)

(参考)平成30年

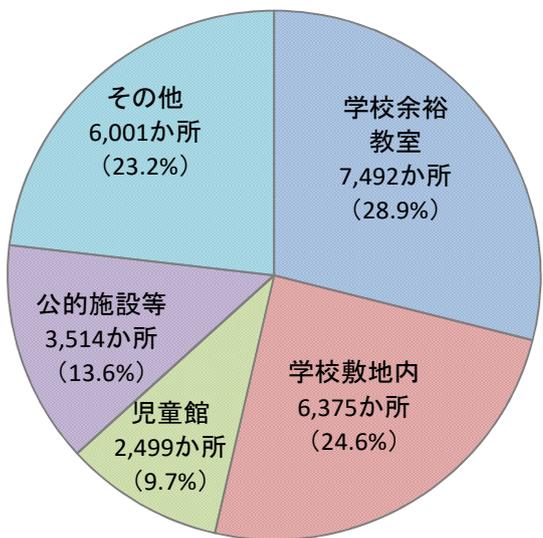
社会福祉法人	1,670か所	(6.6%)
NPO法人	836か所	(3.3%)
運営委員会	1,465か所	(5.8%)
保護者会		
その他	1,131か所	(4.5%)



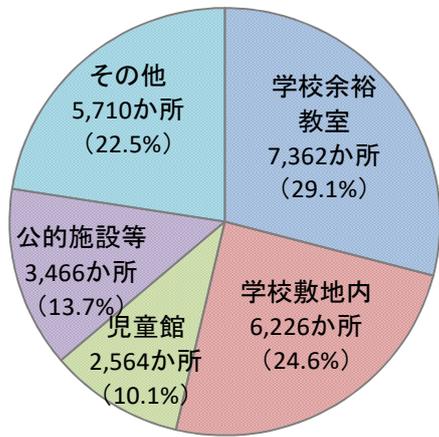
社会福祉法人	3,585か所	(14.2%)
NPO法人	1,555か所	(6.1%)
運営委員会	3,604か所	(14.2%)
保護者会		
その他	2,742か所	(10.8%)

4. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%である。



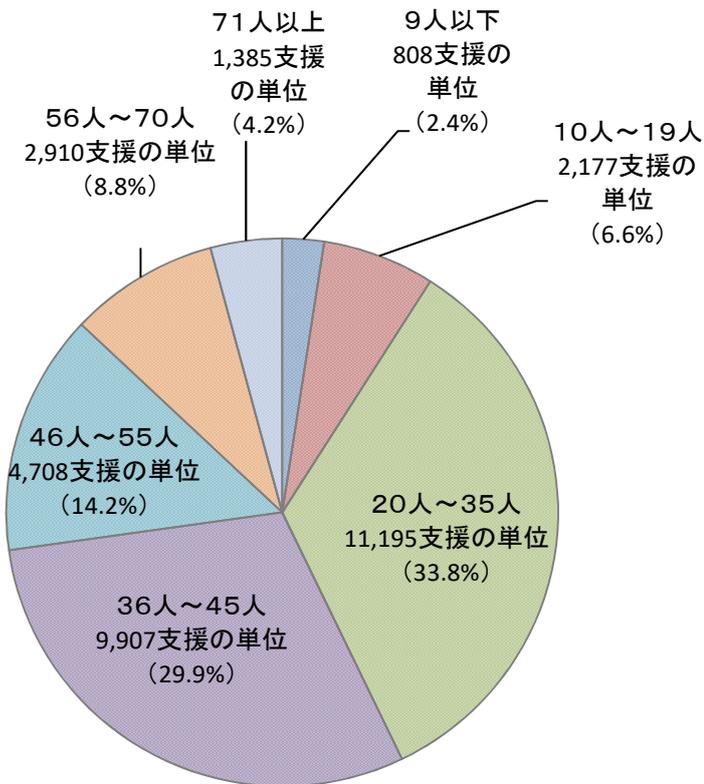
(参考)平成30年



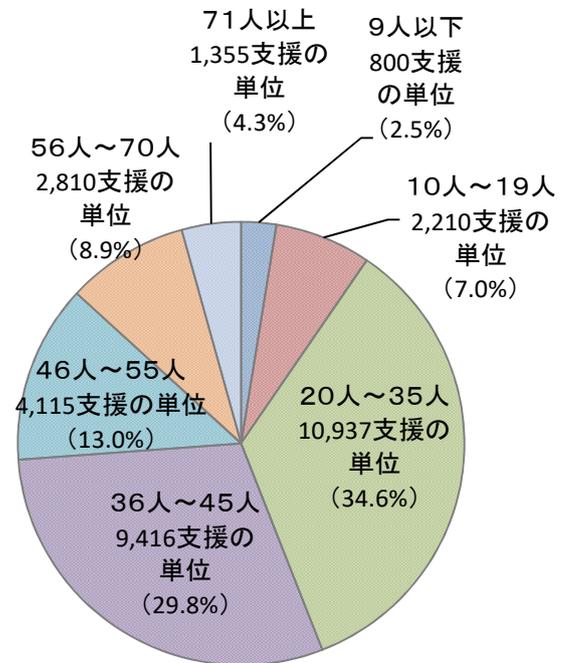
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

5. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。

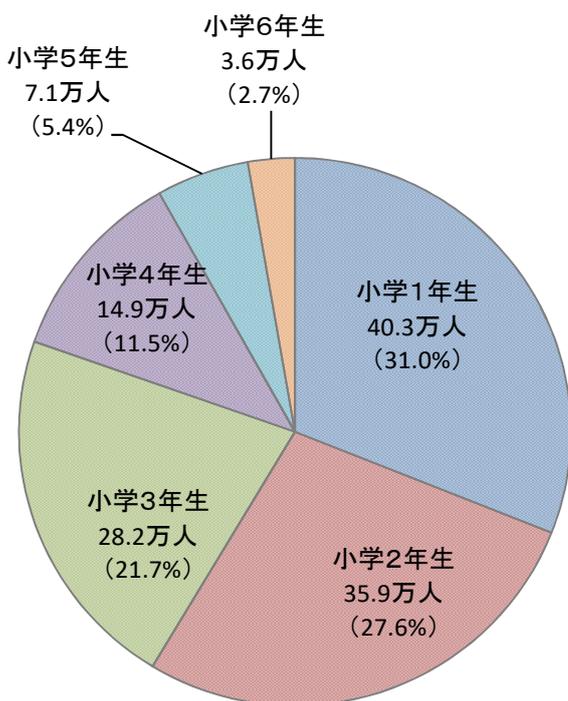


(参考)平成30年

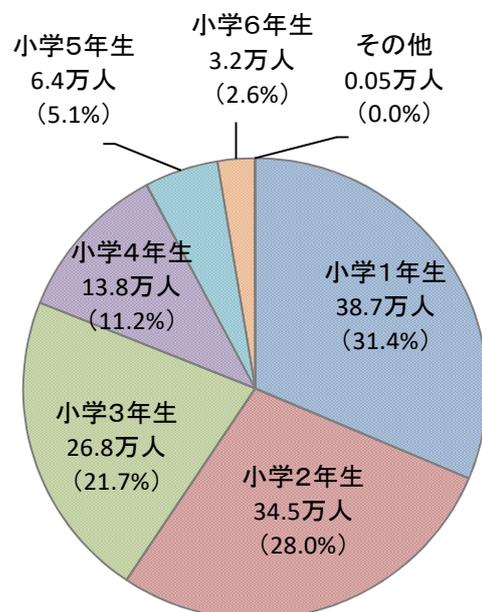


6. 学年別登録児童数の状況

○ 小学4年生以上の割合が前年比で増加している。
小学1年生と小学2年生の割合が前年比で減少している。

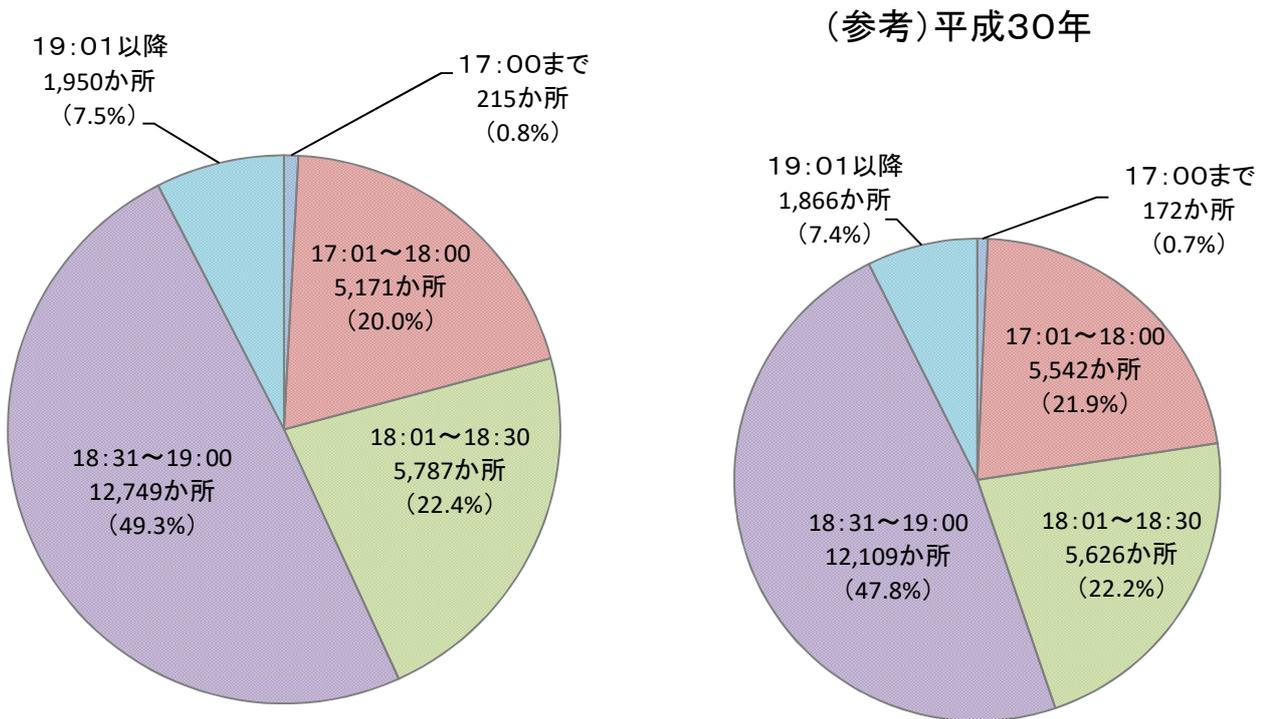


(参考)平成30年



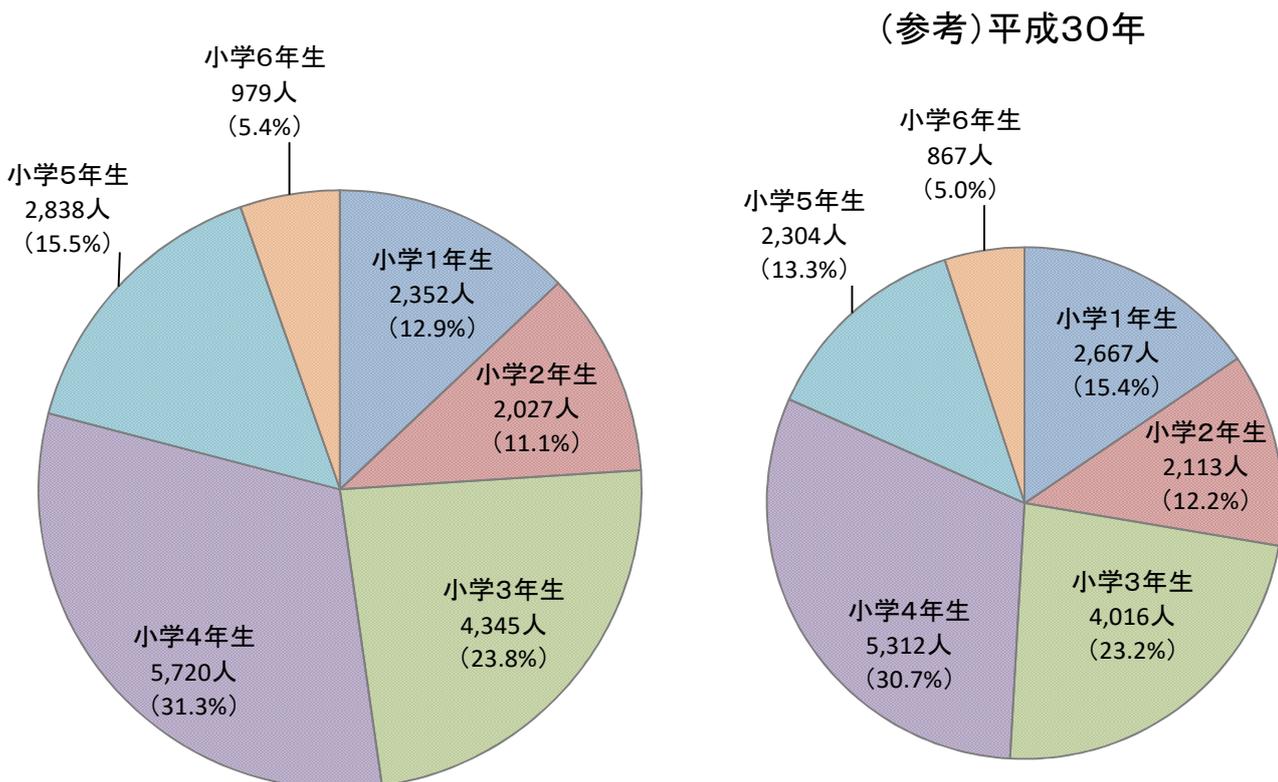
7. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約57%を占めており、増加傾向にある。



8. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で72人減少し、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で1,054人増加した。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在 厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和元年	平成30年	増減
クラブ数	25,881か所	25,328か所	553か所
支援の単位数	33,090支援の単位	31,643支援の単位	1,447支援の単位
利用定員数	1,382,973人	1,320,297人	62,676人
登録児童数	1,299,307人	1,234,366人	64,941人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,618市町村(92.9%) [1,741市町村]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	▲1市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,635小学校区(86.7%) [19,277小学校区]	16,551小学校区(85.2%) [19,428小学校区]	+84小学校区 [▲151小学校区]

注1：実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2：全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数（ただし、分校を除く）である。

注3：「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
クラブ数(か所)	25,328	24,573	23,619	22,608	22,084
増減	755	954	1,011	524	602
登録児童数(人)	1,234,366	1,171,162	1,093,085	1,024,635	936,452
増減	63,204	78,077	68,450	88,183	47,247
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619(93.0%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,606(92.2%) [1,741]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和元年	平成30年	増減
公立公営	8,592 (33.2%)	8,740 (34.5%)	▲148
公立民営(合計)	11,970 (46.3%)	11,486 (45.3%)	484
社会福祉法人	3,586 (13.9%)	3,585 (14.2%)	1
民法34条法人	1,031 (4.0%)	1,013 (4.0%)	18
NPO法人	1,707 (6.6%)	1,555 (6.1%)	152
運営委員会・保護者会	3,667 (14.2%)	3,604 (14.2%)	63
任意団体	271 (1.0%)	320 (1.3%)	▲49
株式会社	1,380 (5.3%)	1,088 (4.3%)	292
学校法人	180 (0.7%)	174 (0.7%)	6
その他	148 (0.6%)	147 (0.6%)	1
民立民営(合計)	5,319 (20.6%)	5,102 (20.1%)	217
社会福祉法人	1,768 (6.8%)	1,670 (6.6%)	98
民法34条法人	294 (1.1%)	237 (0.9%)	57
NPO法人	886 (3.4%)	836 (3.3%)	50
運営委員会・保護者会	1,363 (5.3%)	1,465 (5.8%)	▲102
任意団体	77 (0.3%)	74 (0.3%)	3
株式会社	269 (1.0%)	209 (0.8%)	60
学校法人	286 (1.1%)	267 (1.1%)	19
その他	376 (1.5%)	344 (1.4%)	32
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注1：()内は全クラブ数(令和元年：25,881、平成30年：25,328)に対する割合である。

注2：公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和元年	平成30年	増減
小学校	13,867 (53.6%)	13,588 (53.6%)	279
：学校の余裕教室	7,492 (28.9%)	7,362 (29.1%)	130
：学校敷地内専用施設	6,375 (24.6%)	6,226 (24.6%)	149
児童館・児童センター	2,499 (9.7%)	2,564 (10.1%)	▲ 65
公的施設利用	1,596 (6.2%)	1,632 (6.4%)	▲ 36
民家・アパート	1,556 (6.0%)	1,451 (5.7%)	105
保育所	802 (3.1%)	834 (3.3%)	▲ 32
公有地専用施設	1,918 (7.4%)	1,834 (7.2%)	84
民有地専用施設	1,557 (6.0%)	1,483 (5.9%)	74
幼稚園	293 (1.1%)	292 (1.2%)	1
団地集会室	98 (0.4%)	114 (0.5%)	▲ 16
商店街空き店舗	678 (2.6%)	601 (2.4%)	77
認定こども園	473 (1.8%)	408 (1.6%)	65
その他	544 (2.1%)	527 (2.1%)	17
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注：()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和元年	平成30年	増減
9人以下	808 (2.4%)	800 (2.5%)	8
10人～19人	2,177 (6.6%)	2,210 (7.0%)	▲ 33
20人～35人	11,195 (33.8%)	10,937 (34.6%)	258
36人～45人	9,907 (29.9%)	9,416 (29.8%)	491
46人～55人	4,708 (14.2%)	4,115 (13.0%)	593
56人～70人	2,910 (8.8%)	2,810 (8.9%)	100
71人以上	1,385 (4.2%)	1,355 (4.3%)	30
計	33,090 (100.0%)	31,643 (100.0%)	1,447

注：()内は全支援の単位数(令和元年:33,090、平成30年:31,643)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和元年	平成30年	増減
9人以下	507 (2.0%)	581 (2.3%)	▲ 74
10人～19人	1,733 (6.7%)	1,821 (7.2%)	▲ 88
20人～35人	6,360 (24.6%)	6,341 (25.0%)	19
36人～45人	6,002 (23.2%)	5,891 (23.3%)	111
46人～55人	3,592 (13.9%)	3,376 (13.3%)	216
56人～70人	3,264 (12.6%)	3,295 (13.0%)	▲ 31
71人以上	4,423 (17.1%)	4,023 (15.9%)	400
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注：()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和元年	平成30年	増減
9人以下	79 (0.2%)	78 (0.2%)	1
10人～19人	828 (2.5%)	843 (2.7%)	▲15
20人～35人	9,408 (28.4%)	9,163 (29.0%)	245
36人～45人	13,710 (41.4%)	12,915 (40.8%)	795
46人～55人	4,161 (12.6%)	3,862 (12.2%)	299
56人～70人	3,271 (9.9%)	3,210 (10.1%)	61
71人以上	1,338 (4.0%)	1,303 (4.1%)	35
設定していない	295 (0.9%)	269 (0.9%)	26
計	33,090 (100.0%)	31,643 (100.0%)	1,447

注:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090、平成30年:31,643)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和元年	平成30年	増減
9人以下	50 (0.2%)	53 (0.2%)	▲3
10人～19人	569 (2.2%)	594 (2.3%)	▲25
20人～35人	5,021 (19.4%)	5,055 (20.0%)	▲34
36人～45人	8,812 (34.0%)	8,543 (33.7%)	269
46人～55人	3,025 (11.7%)	2,986 (11.8%)	39
56人～70人	3,580 (13.8%)	3,676 (14.5%)	▲96
71人以上	4,633 (17.9%)	4,203 (16.6%)	430
設定していない	191 (0.7%)	218 (0.9%)	▲27
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和元年	平成30年	増減
小学1年生	402,824 (31.0%)	387,335 (31.4%)	15,489
小学2年生	359,028 (27.6%)	345,455 (28.0%)	13,573
小学3年生	281,954 (21.7%)	268,001 (21.7%)	13,953
小学4年生	149,286 (11.5%)	137,875 (11.2%)	11,411
小学5年生	70,601 (5.4%)	63,517 (5.1%)	7,084
小学6年生	35,614 (2.7%)	31,690 (2.6%)	3,924
その他	—	493 (0.0%)	▲493
計	1,299,307 (100.0%)	1,234,366 (100.0%)	64,941

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和元年	平成30年	増減
199日以下	62 (0.2%)	48 (0.2%)	14
200日～249日	1,886 (7.3%)	1,520 (6.0%)	366
250日～279日	6,222 (24.0%)	5,827 (23.0%)	395
280日～299日	17,477 (67.5%)	17,691 (69.8%)	▲214
300日以上	234 (0.9%)	242 (1.0%)	▲8
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和元年	平成30年	増減
11:00以前	3,010 (11.6%)	2,912 (11.5%)	98
11:01～12:00	2,361 (9.1%)	2,548 (10.1%)	▲187
12:01～13:00	7,028 (27.2%)	7,490 (29.6%)	▲462
13:01～14:00	9,233 (35.7%)	8,659 (34.2%)	574
14:01以降	4,240 (16.4%)	3,706 (14.6%)	534
計	25,872 (100.0%)	25,315 (100.0%)	557

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,872]、[平成30年:25,315]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和元年	平成30年	増減
17:00まで	215 (0.8%)	172 (0.7%)	43
17:01～18:00	5,171 (20.0%)	5,542 (21.9%)	▲371
18:01～18:30	5,787 (22.4%)	5,626 (22.2%)	161
18:31～19:00	12,749 (49.3%)	12,109 (47.8%)	640
19:01以降	1,950 (7.5%)	1,866 (7.4%)	84
計	25,872 (100.0%)	25,315 (100.0%)	557

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,872]、[平成30年:25,315]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和元年	平成30年	増減
6:59以前	13 (0.1%)	14 (0.1%)	▲1
7:00～7:59	8,078 (31.4%)	7,581 (30.0%)	497
8:00～8:59	17,227 (66.9%)	17,201 (68.2%)	26
9:00～9:59	371 (1.4%)	371 (1.5%)	0
10:00以降	63 (0.2%)	66 (0.3%)	▲3
計	25,752 (100.0%)	25,233 (100.0%)	519

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,752]、[平成30年:25,233]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和元年	平成30年	増減
17:00まで	303 (1.2%)	442 (1.8%)	▲139
17:01～18:00	5,439 (21.1%)	5,661 (22.4%)	▲222
18:01～18:30	5,659 (22.0%)	5,479 (21.7%)	180
18:31～19:00	12,531 (48.7%)	11,930 (47.3%)	601
19:01以降	1,820 (7.1%)	1,721 (6.8%)	99
計	25,752 (100.0%)	25,233 (100.0%)	519

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:25,752]、[平成30年:25,233]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和元年	平成30年	増減
土曜日 〔上記のうち、毎週開所以外〕	23,794 (91.9%) 〔6,315〕	23,599 (93.2%) 〔5,414〕	195 〔901〕
日曜日	2,355 (9.1%)	1,774 (7.0%)	581
夏休み等	25,400 (98.1%)	24,986 (98.6%)	414

注1:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

注2:[]内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和元年	平成30年	増減
1人	5,029 (34.4%)	5,219 (36.9%)	▲ 190
2人	3,406 (23.3%)	3,327 (23.5%)	79
3人	2,298 (15.7%)	2,068 (14.6%)	230
4人	1,336 (9.1%)	1,277 (9.0%)	59
5人以上	2,536 (17.4%)	2,258 (16.0%)	278
計	14,605 (100.0%)	14,149 (100.0%)	456

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和元年:56.4%、平成30年:55.9%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和元年	平成30年	増減
障害児受入の 定員無し	10,606 (72.6%)	10,079 (71.2%)	527
障害児受入の 定員有り	3,999 (27.4%)	4,070 (28.8%)	▲ 71
計	14,605 (100.0%)	14,149 (100.0%)	456

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和元年:14,605]、[平成30年:14,149]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和元年	平成30年	増減
小学1年生	10,182 (23.8%)	9,034 (23.0%)	1,148
小学2年生	10,598 (24.8%)	9,631 (24.5%)	967
小学3年生	9,312 (21.8%)	8,703 (22.2%)	609
小学4年生	6,385 (14.9%)	5,851 (14.9%)	534
小学5年生	3,851 (9.0%)	3,629 (9.3%)	222
小学6年生	2,442 (5.7%)	2,290 (5.8%)	152
その他	—	93 (0.2%)	▲ 93
計	42,770 (100.0%)	39,231 (100.0%)	3,539

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和元年:3.3%、平成30年:3.2%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和元年	平成30年	増減
小学1年生	2,352 (12.9%) [63]	2,667 (15.4%) [55]	▲ 315 [8]
小学2年生	2,027 (11.1%) [32]	2,113 (12.2%) [19]	▲ 86 [13]
小学3年生	4,345 (23.8%) [43]	4,016 (23.2%) [33]	329 [10]
小学4年生	5,720 (31.3%) [57]	5,312 (30.7%) [45]	408 [12]
小学5年生	2,838 (15.5%) [30]	2,304 (13.3%) [36]	534 [▲ 6]
小学6年生	979 (5.4%) [22]	867 (5.0%) [23]	112 [▲ 1]
計	18,261 (100.0%) [247]	17,279 (100.0%) [211]	982 [36]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
4月1日より受入	25,372 (98.0%)	24,777 (97.8%)	595

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
専用区画有り	25,418 (98.2%)	25,025 (98.8%)	393

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
1.65㎡以上	19,323 (74.7%)	18,893 (74.6%)	430

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	令和元年	平成30年	増減
常勤職員	51,105 (33.3%)	36,220 (25.2%)	14,885
常勤職員以外	102,309 (66.7%)	107,449 (74.8%)	▲ 5,140
計	153,414 (100.0%)	143,669 (100.0%)	9,745

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,448 (16.5%)	5,761 (18.2%)	▲ 313
3人	7,149 (21.6%)	7,163 (22.6%)	▲ 14
4人	6,843 (20.7%)	6,557 (20.7%)	286
5人以上	13,650 (41.3%)	12,162 (38.4%)	1,488
計	33,090 (100.0%)	31,643 (100.0%)	1,447

注:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090、平成30年:31,643)に対する割合である。

22 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和元年	平成30年	増減
登録児童数9人以下			
配置職員数2名	384 (58.6%)	—	—
配置職員数3名	95 (14.5%)	—	—
配置職員数4名	52 (7.9%)	—	—
配置職員数5名以上	124 (18.9%)	—	—
小計	655 (100.0%)	—	—
登録児童数10人～19人			
配置職員数2名	1,183 (57.5%)	—	—
配置職員数3名	513 (25.0%)	—	—
配置職員数4名	167 (8.1%)	—	—
配置職員数5名以上	193 (9.4%)	—	—
小計	2,056 (100.0%)	—	—
登録児童数20人～35人			
配置職員数2名	4,615 (41.6%)	—	—
配置職員数3名	3,903 (35.1%)	—	—
配置職員数4名	1,689 (15.2%)	—	—
配置職員数5名以上	900 (8.1%)	—	—
小計	11,107 (100.0%)	—	—
登録児童数36人～45人			
配置職員数2名	2,728 (27.7%)	—	—
配置職員数3名	3,647 (37.0%)	—	—
配置職員数4名	2,178 (22.1%)	—	—
配置職員数5名以上	1,310 (13.3%)	—	—
小計	9,863 (100.0%)	—	—
登録児童数46人～55人			
配置職員数2名	962 (20.5%)	—	—
配置職員数3名	1,506 (32.0%)	—	—
配置職員数4名	1,284 (27.3%)	—	—
配置職員数5名以上	947 (20.2%)	—	—
小計	4,699 (100.0%)	—	—
登録児童数56人～70人			
配置職員数2名	411 (14.2%)	—	—
配置職員数3名	716 (24.7%)	—	—
配置職員数4名	830 (28.6%)	—	—
配置職員数5名以上	946 (32.6%)	—	—
小計	2,903 (100.0%)	—	—
登録児童数71人以上			
配置職員数2名	122 (8.8%)	—	—
配置職員数3名	173 (12.5%)	—	—
配置職員数4名	332 (24.0%)	—	—
配置職員数5名以上	755 (54.6%)	—	—
小計	1,382 (100.0%)	—	—
合計	32,665	—	—

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。

注2:合計数(令和元年:32,665)は特定の調査基準日(令和元年:5月10(金)～12日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和元年	平成30年	増減
登録児童数9人以下			
放課後児童支援員数1名	224 (34.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	275 (42.0%)	—	—
放課後児童支援員数3名	48 (7.3%)	—	—
放課後児童支援員数4名	34 (5.2%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	74 (11.3%)	—	—
小計	655 (100.0%)	—	—
登録児童数10人～19人			
放課後児童支援員数1名	672 (32.7%)	—	—
放課後児童支援員数2名	944 (45.9%)	—	—
放課後児童支援員数3名	269 (13.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	79 (3.8%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	92 (4.5%)	—	—
小計	2,056 (100.0%)	—	—
登録児童数20人～35人			
放課後児童支援員数1名	2,991 (26.9%)	—	—
放課後児童支援員数2名	5,022 (45.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	2,169 (19.5%)	—	—
放課後児童支援員数4名	645 (5.8%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	280 (2.5%)	—	—
小計	11,107 (100.0%)	—	—
登録児童数36人～45人			
放課後児童支援員数1名	2,109 (21.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	4,122 (41.8%)	—	—
放課後児童支援員数3名	2,353 (23.9%)	—	—
放課後児童支援員数4名	867 (8.8%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	412 (4.2%)	—	—
小計	9,863 (100.0%)	—	—
登録児童数46人～55人			
放課後児童支援員数1名	751 (16.0%)	—	—
放課後児童支援員数2名	1,717 (36.5%)	—	—
放課後児童支援員数3名	1,260 (26.8%)	—	—
放課後児童支援員数4名	642 (13.7%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	329 (7.0%)	—	—
小計	4,699 (100.0%)	—	—
登録児童数56人～70人			
放課後児童支援員数1名	379 (13.1%)	—	—
放課後児童支援員数2名	971 (33.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	727 (25.0%)	—	—
放課後児童支援員数4名	456 (15.7%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	370 (12.7%)	—	—
小計	2,903 (100.0%)	—	—
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数1名	144 (10.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	323 (23.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	286 (20.7%)	—	—
放課後児童支援員数4名	257 (18.6%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	372 (26.9%)	—	—
小計	1,382 (100.0%)	—	—
合計	32,665	—	—

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。

注2:合計数(令和元年:32,665)は特定の調査基準日(令和元年:5月10(金)～12日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

23 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1) 平日

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
13:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	11,138 (33.7%)	—	—
配置職員数2名	12,308 (37.2%)	—	—
配置職員数3名	5,513 (16.7%)	—	—
配置職員数4名	2,308 (7.0%)	—	—
配置職員数5名以上	1,823 (5.5%)	—	—
14:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	481 (1.5%)	—	—
配置職員数2名	11,115 (33.6%)	—	—
配置職員数3名	10,896 (32.9%)	—	—
配置職員数4名	5,970 (18.0%)	—	—
配置職員数5名以上	4,628 (14.0%)	—	—
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	16,728 (50.6%)	—	—
配置職員数2名	12,203 (36.9%)	—	—
配置職員数3名	2,682 (8.1%)	—	—
配置職員数4名	914 (2.8%)	—	—
配置職員数5名以上	563 (1.7%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月10日(金))の状況を示すものである。

(2) 土曜日

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	26,479 (80.0%)	—	—
配置職員数2名	5,458 (16.5%)	—	—
配置職員数3名	720 (2.2%)	—	—
配置職員数4名	260 (0.8%)	—	—
配置職員数5名以上	173 (0.5%)	—	—
8:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	11,266 (34.0%)	—	—
配置職員数2名	13,448 (40.6%)	—	—
配置職員数3名	4,451 (13.5%)	—	—
配置職員数4名	2,487 (7.5%)	—	—
配置職員数5名以上	1,438 (4.3%)	—	—
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	25,802 (78.0%)	—	—
配置職員数2名	6,263 (18.9%)	—	—
配置職員数3名	629 (1.9%)	—	—
配置職員数4名	211 (0.6%)	—	—
配置職員数5名以上	185 (0.6%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月11日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,959 (99.6%)	—	—
配置職員数2名	108 (0.3%)	—	—
配置職員数3名	20 (0.1%)	—	—
配置職員数4名	2 (0.0%)	—	—
配置職員数5名以上	1 (0.0%)	—	—
8:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,794 (99.1%)	—	—
配置職員数2名	191 (0.6%)	—	—
配置職員数3名	66 (0.2%)	—	—
配置職員数4名	19 (0.1%)	—	—
配置職員数5名以上	20 (0.1%)	—	—
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,948 (99.6%)	—	—
配置職員数2名	123 (0.4%)	—	—
配置職員数3名	18 (0.1%)	—	—
配置職員数4名	0 (0.0%)	—	—
配置職員数5名以上	1 (0.0%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月12日(日))の状況を示すものである。

【参考】上記のうち放課後児童支援員の配置

(1)平日

(支援の単位)

平日	令和元年	平成30年	増減
13:59以前			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	11,138 (33.7%)	—	—
放課後児童支援員数1名	6,432 (19.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	10,372 (31.3%)	—	—
放課後児童支援員数3名	3,356 (10.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	1,077 (3.3%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	715 (2.2%)	—	—
14:00～18:30			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	481 (1.5%)	—	—
放課後児童支援員数1名	8,339 (25.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	13,298 (40.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	6,695 (20.2%)	—	—
放課後児童支援員数4名	2,622 (7.9%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	1,655 (5.0%)	—	—
18:31以降			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	16,728 (50.6%)	—	—
放課後児童支援員数1名	6,266 (18.9%)	—	—
放課後児童支援員数2名	8,063 (24.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	1,420 (4.3%)	—	—
放課後児童支援員数4名	387 (1.2%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	226 (0.7%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月10日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

土曜日	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	26,479 (80.0%)	—	—
放課後児童支援員数1名	2,956 (8.9%)	—	—
放課後児童支援員数2名	3,111 (9.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	367 (1.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	105 (0.3%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	72 (0.2%)	—	—
8:00～18:30			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	11,266 (34.0%)	—	—
放課後児童支援員数1名	7,718 (23.3%)	—	—
放課後児童支援員数2名	10,056 (30.4%)	—	—
放課後児童支援員数3名	2,527 (7.6%)	—	—
放課後児童支援員数4名	990 (3.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	533 (1.6%)	—	—
18:31以降			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	25,802 (78.0%)	—	—
放課後児童支援員数1名	3,820 (11.5%)	—	—
放課後児童支援員数2名	2,971 (9.0%)	—	—
放課後児童支援員数3名	310 (0.9%)	—	—
放課後児童支援員数4名	91 (0.3%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	96 (0.3%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月11日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

日曜日	令和元年	平成30年	増減
7:59以前			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	32,959 (99.6%)	—	—
放課後児童支援員数1名	73 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	52 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	5 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数4名	1 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	—	—
8:00～18:30			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	32,794 (99.1%)	—	—
放課後児童支援員数1名	134 (0.4%)	—	—
放課後児童支援員数2名	112 (0.3%)	—	—
放課後児童支援員数3名	35 (0.1%)	—	—
放課後児童支援員数4名	9 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	6 (0.0%)	—	—
18:31以降			
放課後児童支援員数0名 (開所時間外)	32,948 (99.6%)	—	—
放課後児童支援員数1名	81 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数2名	57 (0.2%)	—	—
放課後児童支援員数3名	4 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数4名	0 (0.0%)	—	—
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	—	—

注1:()内は全支援の単位数(令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和元年:5月12日(日))の状況を示すものである。

24 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
放課後児童支援員等が兼務している クラブ	272 (12.1%)	184 (7.7%)	88

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和元年:2,240、平成30年:2,402)に対する割合である。

25 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和元年		平成30年		増減
基準第10条第3項一号	24,043	(24.3%)	23,010	(25.4%)	1,033
基準第10条第3項二号	732	(0.7%)	607	(0.7%)	125
基準第10条第3項三号	32,116	(32.5%)	30,198	(33.3%)	1,918
基準第10条第3項四号	26,272	(26.6%)	25,825	(28.5%)	447
基準第10条第3項五号	2,006	(2.0%)	1,728	(1.9%)	278
基準第10条第3項六号	236	(0.2%)	148	(0.2%)	88
基準第10条第3項七号	157	(0.2%)	86	(0.1%)	71
基準第10条第3項八号	60	(0.1%)	48	(0.1%)	12
基準第10条第3項九号	10,646	(10.8%)	8,019	(8.8%)	2,627
基準第10条第3項十号	2,637	(2.7%)	1,100	(1.2%)	1,537
計	98,905	(100.0%)	90,769	(100.0%)	8,136

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

26 認定資格研修を受講した者の数

(人)

	令和元年		平成30年	
受講者数	70,479	(71.3%)	53,132	(58.5%)

注:()内は放課後児童支援員の人数(令和元年:98,905、平成30年:90,769)に対する割合である。

27 認定資格研修修了者等の配置状況

(支援の単位)

	令和元年		平成30年		増減
基準第10条第3項各号に該当する者を配置している	32,665	(100.0%)	—	—	—
認定資格研修修了者を配置している	30,682	(93.9%)	—	—	—

注:()内は令和元年5月10～12日の間に開所した全支援の単位数(令和元年:32,665)に対する割合である。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和元年	平成30年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,376 (51.7%)	12,793 (50.5%)	583
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,005 (34.8%)	8,254 (32.6%)	751
うち同一小学校内で実施	5,361 (38.7%)	4,913 (36.2%)	448
学校の余裕教室	2,976 (21.5%)	2,726 (20.1%)	250
学校敷地内専用施設	2,385 (17.2%)	2,187 (16.1%)	198

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和元年:13,867、平成30年:13,588)に対する割合である。

29 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
制定済み	1,694 (97.3%)	1,691 (97.1%)	3
条例案を検討中	2 (0.1%)	4 (0.2%)	▲2
制定していない	45 (2.6%)	46 (2.6%)	▲1
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
点検・確認有り	1,482 (91.6%)	1,462 (90.3%)	20

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

31 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	58 (3.6%)	67 (4.1%)	▲9
小学校4年生まで	49 (3.0%)	51 (3.2%)	▲2
小学校5年生まで	2 (0.1%)	8 (0.5%)	▲6
小学校6年生まで	1,509 (93.3%)	1,493 (92.2%)	16
計	1,618 (100.0%)	1,619 (100.0%)	▲1

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

32 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
放課後子供教室により対応している	34 (31.2%)	34 (27.0%)	0
自治体独自の放課後児童対策により対応している	4 (3.7%)	4 (3.2%)	0
児童館により対応している	16 (14.7%)	21 (16.7%)	▲5
その他	20 (18.3%)	21 (16.7%)	▲1
特に対応していない	35 (32.1%)	46 (36.5%)	▲11
計	109 (100.0%)	126 (100.0%)	▲17

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和元年:109、平成30年:126)に対する割合である。

33 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
策定済み	384 (22.1%)	373 (21.4%)	11
都道府県の運営指針を活用	329 (18.9%)	354 (20.3%)	▲25
国の運営指針を活用	899 (51.6%)	886 (50.9%)	13
対応無し	129 (7.4%)	128 (7.4%)	1
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

34 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
点検・確認有り	1,372 (78.8%)	1,330 (76.4%)	42

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

35 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,478 (84.9%)	—	—

注1:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

36 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	799 (45.9%)	—	—

注:()内は全市町村数(令和元年:1,741、平成30年:1,741)に対する割合である。

37 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和元年	平成30年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	11 (0.7%)	16 (1.0%)	▲ 5
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	297 (18.4%)	289 (17.9%)	8
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,310 (81.0%)	1,314 (81.2%)	▲ 4
計	1,618 (100.0%)	1,619 (100.0%)	▲ 1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

(市町村)

利用決定	令和元年	平成30年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	15 (0.9%)	16 (1.0%)	▲ 1
クラブのみで利用決定を行っている	294 (18.2%)	280 (17.3%)	14
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,309 (80.9%)	1,323 (81.7%)	▲ 14
計	1,618 (100.0%)	1,619 (100.0%)	▲ 1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年1,619)に対する割合である。

38 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	791 (48.9%)	783 (48.4%)	8

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年:1,619)に対する割合である。

(市町村)

利用に係る優先的な取扱いの対象	令和元年		平成30年		増減
ひとり親家庭	610	(37.7%)	594	(36.7%)	16
生活保護世帯	314	(19.4%)	309	(19.1%)	5
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	151	(9.3%)	151	(9.3%)	0
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	406	(25.1%)	384	(23.7%)	22
子どもが障害を有する場合	365	(22.6%)	351	(21.7%)	14
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	644	(39.8%)	621	(38.4%)	23
育児休業を終了した場合	123	(7.6%)	119	(7.4%)	4
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	230	(14.2%)	218	(13.5%)	12
その他市町村が定める事由	217	(13.4%)	208	(12.8%)	9

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年1,618、平成30年:1,619)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和元年:791、平成30年:783)に対する割合である。

39 利用料の徴収等の状況

【市町村の状況】

(市町村)

	令和元年	平成30年	増減
利用料の徴収を行っている	1,456 (90.0%)	1,454 (89.8%)	2
利用料の減免を行っている	1,263 [86.7%]	1,243 [85.5%]	20

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(令和元年:1,456、平成30年:1,454)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
利用料の徴収を行っている	23,620 (91.3%)	22,416 (88.5%)	1,204
利用料の減免を行っている	19,057 [80.7%]	18,391 [82.0%]	666

注1:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

注2:[]内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(令和元年:23,620、平成30年:22,416)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

40 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和元年	平成30年	増減
2,000円未満	364 (1.5%)	373 (1.7%)	▲9
2,000～4,000円未満	4,132 (17.5%)	3,915 (17.5%)	217
4,000～6,000円未満	6,440 (27.3%)	6,076 (27.1%)	364
6,000～8,000円未満	4,757 (20.1%)	4,738 (21.1%)	19
8,000～10,000円未満	3,098 (13.1%)	3,234 (14.4%)	▲136
10,000～12,000円未満	1,864 (7.9%)	1,661 (7.4%)	203
12,000～14,000円未満	621 (2.6%)	599 (2.7%)	22
14,000～16,000円未満	420 (1.8%)	369 (1.6%)	51
16,000円以上	589 (2.5%)	519 (2.3%)	70
おやつ代等のみ徴収	1,335 (5.7%)	932 (4.2%)	403
計	23,620 (100.0%)	22,416 (100.0%)	1,204

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(令和元年:23,620、平成30年:22,416)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和元年	平成30年	増減
実費徴収なし	9,836 (38.0%)	10,208 (40.3%)	▲372
500円未満	455 (1.8%)	433 (1.7%)	22
500～1,000円未満	1,285 (5.0%)	1,325 (5.2%)	▲40
1,000～1,500円未満	3,103 (12.0%)	3,034 (12.0%)	69
1,500～2,000円未満	4,181 (16.2%)	3,866 (15.3%)	315
2,000～2,500円未満	5,191 (20.1%)	4,567 (18.0%)	624
2,500～3,000円未満	806 (3.1%)	783 (3.1%)	23
3,000～3,500円未満	569 (2.2%)	587 (2.3%)	▲18
3,500円以上	455 (1.8%)	525 (2.1%)	▲70
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

41 利用料の減免等の状況

(1) 利用料減免の対象

【市町村の状況】

(市町村)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和元年			平成30年			増減
生活保護受給世帯	974	(60.2%)	[77.1%]	940	(58.1%)	[75.6%]	34
市町村民税非課税世帯	487	(30.1%)	[38.6%]	459	(28.4%)	[36.9%]	28
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	128	(7.9%)	[10.1%]	122	(7.5%)	[9.8%]	6
就学援助受給世帯	325	(20.1%)	[25.7%]	315	(19.5%)	[25.3%]	10
ひとり親世帯	460	(28.4%)	[36.4%]	437	(27.0%)	[35.2%]	23
兄弟姉妹利用世帯	700	(43.3%)	[55.4%]	692	(42.7%)	[55.7%]	8
その他市町村が定める場合	515	(31.8%)	[40.8%]	487	(30.1%)	[39.2%]	28
その他クラブが定める場合	119	(7.4%)	[9.4%]	109	(6.7%)	[8.8%]	10

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数(令和元年:1,263、平成30年:1,243)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

利用料減免の対象	令和元年			平成30年			増減
生活保護受給世帯	14,009	(54.1%)	[73.5%]	13,387	(52.9%)	[72.8%]	622
市町村民税非課税世帯	8,491	(32.8%)	[44.6%]	8,218	(32.4%)	[44.7%]	273
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,150	(8.3%)	[11.3%]	2,163	(8.5%)	[11.8%]	▲13
就学援助受給世帯	5,405	(20.9%)	[28.4%]	5,054	(20.0%)	[27.5%]	351
ひとり親世帯	6,173	(23.9%)	[32.4%]	5,551	(21.9%)	[30.2%]	622
兄弟姉妹利用世帯	11,621	(44.9%)	[61.0%]	11,092	(43.8%)	[60.3%]	529
その他市町村が定める場合	8,153	(31.5%)	[42.8%]	7,662	(30.3%)	[41.7%]	491
その他クラブが定める場合	1,160	(4.5%)	[6.1%]	910	(3.6%)	[4.9%]	250

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和元年:19,057、平成30年:18,391)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

【市町村の状況】

(市町村)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和元年			平成30年			増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	888	(54.9%)	[70.3%]	855	(52.8%)	[68.8%]	33
利用料の半額のみ徴収	631	(39.0%)	[50.0%]	621	(38.4%)	[50.0%]	10
所得に応じて複数段階で 減額	81	(5.0%)	[6.4%]	71	(4.4%)	[5.7%]	10
その他	706	(43.6%)	[55.9%]	697	(43.1%)	[56.1%]	9

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数(令和元年:1,263、平成30年:1,243)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和元年			平成30年			増減
利用料の免除	12,198	(47.1%)	[64.0%]	11,692	(46.2%)	[63.6%]	506
利用料の半額のみ徴収	8,568	(33.1%)	[45.0%]	8,288	(32.7%)	[45.1%]	280
所得に応じて複数段階で 減額	1,465	(5.7%)	[7.7%]	1,195	(4.7%)	[6.5%]	270
その他	11,362	(43.9%)	[59.6%]	10,858	(42.9%)	[59.0%]	504

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和元年:19,057、平成30年:18,391)に対する割合である。

(3) 利用料の加算

【市町村の状況】

(市町村)

利用料の加算	令和元年		平成30年		増減
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	89	(5.5%)	85	(5.3%)	4

注:()内はクラブ実施市町村数(令和元年:1,618、平成30年:1,619)に対する割合である。

【クラブの状況】

(か所)

利用料の加算	令和元年		平成30年		増減
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	1,083	(4.2%)	845	(3.3%)	238
民立民営	263	(1.0%)	141	(0.6%)	122

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

42 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
実施している	3,371 (28.2%)	3,350 (29.2%)	21
実施していない	8,599 (71.8%)	8,136 (70.8%)	463

注:()内は公立民営クラブ数(令和元年:11,970、平成30年:11,486)に対する割合である。

43 おやつ提供の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
おやつ提供有り	23,693 (91.5%)	23,172 (91.5%)	521
おやつ提供無し	2,188 (8.5%)	2,156 (8.5%)	32
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	令和元年	平成30年	増減
13:00以前	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1
13:00～13:30	15 (0.1%)	10 (0.0%)	5
13:31～14:00	35 (0.1%)	64 (0.3%)	▲29
14:01～14:30	61 (0.3%)	71 (0.3%)	▲10
14:31～15:00	1,590 (6.7%)	1,707 (7.4%)	▲117
15:01～15:30	8,478 (35.8%)	8,066 (34.8%)	412
15:31～16:00	8,170 (34.5%)	7,955 (34.3%)	215
16:01～16:30	4,251 (17.9%)	4,221 (18.2%)	30
16:31～17:00	436 (1.8%)	516 (2.2%)	▲80
17:00以降	655 (2.8%)	561 (2.4%)	94
計	23,693 (100.0%)	23,172 (100.0%)	521

注:()内はおやつ提供有りのクラブ数(令和元年:23,693、平成30年:23,172)に対する割合である。

44 保護者との連携の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
子どもの出欠席等の把握	25,786 (99.6%)	25,214 (99.5%)	572
保護者からの相談への対応	25,833 (99.8%)	25,253 (99.7%)	580
保護者との連絡	25,795 (99.7%)	25,202 (99.5%)	593

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

45 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
育成支援の内容を記録している	22,467 (86.8%)	21,882 (86.4%)	585

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

46 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,643 (99.1%)	25,104 (99.1%)	539
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	24,188 (93.5%)	23,427 (92.5%)	761

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

47 運営規程の状況

(か所)

	令和元年		平成30年		増減
運営規程を定めている	24,626	(95.2%)	24,047	(94.9%)	579
運営規程を定めていない	1,255	(4.8%)	1,281	(5.1%)	▲ 26
計	25,881	(100.0%)	25,328	(100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	令和元年			平成30年			増減
事業の目的及び運営の方針	24,562	(94.9%)	[99.7%]	23,985	(94.7%)	[99.7%]	577
職員の職種、員数及び職務の内容	23,904	(92.4%)	[97.1%]	23,333	(92.1%)	[97.0%]	571
開所している日及び時間	24,515	(94.7%)	[99.5%]	23,979	(94.7%)	[99.7%]	536
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	24,125	(93.2%)	[98.0%]	23,534	(92.9%)	[97.9%]	591
利用定員	22,573	(87.2%)	[91.7%]	21,782	(86.0%)	[90.6%]	791
通常の事業の実施地域	23,723	(91.7%)	[96.3%]	23,076	(91.1%)	[96.0%]	647
事業の利用に当たっての留意事項	23,929	(92.5%)	[97.2%]	23,188	(91.6%)	[96.4%]	741
緊急時等における対応方法	23,664	(91.4%)	[96.1%]	22,941	(90.6%)	[95.4%]	723
非常災害対策	23,257	(89.9%)	[94.4%]	22,548	(89.0%)	[93.8%]	709
虐待の防止のための措置に関する事項	21,773	(84.1%)	[88.4%]	21,070	(83.2%)	[87.6%]	703
その他事業の運営に関する重要事項	10,632	(41.1%)	[43.2%]	10,625	(41.9%)	[44.2%]	7

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合、[]内は運営規程を定めているクラブ数(31年:24,626、30年:24,047)に対する割合である。

48 虐待等の発生件数

(件)

	令和元年	平成30年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	0	—	—

注:各年5月1日以前1年間の件数である。

49 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和元年		平成30年		増減
帳簿を整備している	25,207	(97.4%)	24,570	(97.0%)	637

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

50 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和元年		平成30年		増減
定期的な検査や決算報告を行っている	24,762	(95.7%)	24,292	(95.9%)	470
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,920	(80.8%)	20,503	(80.9%)	417

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

51 学校との連携状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
学校との情報交換を行っている	25,541 (98.7%)	24,963 (98.6%)	578
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	20,637 (79.7%)	19,846 (78.4%)	791

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

52 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	15,826 (61.1%)	15,478 (61.1%)	348

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

53 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	19,507 (75.4%)	18,778 (74.1%)	729
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	15,339 (59.3%)	14,280 (56.4%)	1,059
医療・保健・福祉等機関と連携している	17,809 (68.8%)	17,005 (67.1%)	804

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

54 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減	
衛生管理・感染症対応を行っている	23,868 (92.2%)	23,304 (92.0%)	564	
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	25,330 (97.9%)	24,677 (97.4%)	653
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	23,322 (90.1%)	22,752 (89.8%)	570
	損害賠償保険に加入している	24,511 (94.7%)	23,447 (92.6%)	1,064
	傷害保険に加入している	25,356 (98.0%)	24,838 (98.1%)	518
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	23,298 (90.0%)	22,555 (89.1%)	743
	定期的な避難訓練を行っている	23,572 (91.1%)	22,738 (89.8%)	834
	緊急時の連絡体制を整備している	24,884 (96.1%)	24,184 (95.5%)	700
来所・帰宅時の安全確保を行っている	22,984 (88.8%)	21,322 (84.2%)	1,662	

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

55 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	24,869 (96.1%)	24,356 (96.2%)	513

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

56 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	23,826 (92.1%)	23,188 (91.6%)	638
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	22,853 (88.3%)	22,166 (87.5%)	687

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

57 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
資質向上のための研修を実施している	25,249 (97.6%)	24,675 (97.4%)	574
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	20,206 (78.1%)	19,767 (78.0%)	439
障害児受入のための研修を実施している	22,368 (86.4%)	21,972 (86.7%)	396

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和元年	平成30年	増減
1回未満	1,516 (5.9%)	1,736 (6.9%)	▲220
1回以上5回未満	14,394 (55.6%)	13,507 (53.3%)	887
5回以上10回未満	5,663 (21.9%)	5,820 (23.0%)	▲157
10回以上	4,308 (16.6%)	4,265 (16.8%)	43
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和元年	平成30年	増減
1日未満	1,514 (5.8%)	1,757 (6.9%)	▲243
1日以上5日未満	13,953 (53.9%)	13,047 (51.5%)	906
5日以上10日未満	5,731 (22.1%)	5,832 (23.0%)	▲101
10日以上	4,683 (18.1%)	4,692 (18.5%)	▲9
計	25,881 (100.0%)	25,328 (100.0%)	553

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

58 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
自己評価の実施有り	13,381 (51.7%)	12,867 (50.8%)	514
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	11,961 (46.2%)	11,425 (45.1%)	536

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

59 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和元年	平成30年	増減
第三者評価の実施有り	6,956 (26.9%)	6,800 (26.8%)	156

注:()内は全クラブ数(令和元年:25,881、平成30年:25,328)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	627	29,349
2	青森県	192	9,584
3	岩手県	304	12,594
4	宮城県	278	15,500
5	秋田県	195	9,700
6	山形県	255	11,771
7	福島県	243	13,243
8	茨城県	684	39,740
9	栃木県	494	19,803
10	群馬県	343	15,725
11	埼玉県	1,082	48,331
12	千葉県	880	40,228
13	東京都	1,745	104,046
14	神奈川県	456	22,112
15	新潟県	333	15,664
16	富山県	166	6,556
17	石川県	239	9,936
18	福井県	168	7,765
19	山梨県	225	10,065
20	長野県	342	21,541
21	岐阜県	308	13,975
22	静岡県	470	20,761
23	愛知県	727	41,456
24	三重県	400	16,820
25	滋賀県	301	14,730
26	京都府	246	14,103
27	大阪府	554	31,846
28	兵庫県	520	23,544
29	奈良県	219	12,308
30	和歌山県	139	6,109
31	鳥取県	115	5,210
32	島根県	167	6,095
33	岡山県	229	8,871
34	広島県	277	12,468
35	山口県	294	13,500
36	徳島県	186	8,167
37	香川県	165	6,915
38	愛媛県	208	8,882
39	高知県	85	3,218
40	福岡県	438	29,304
41	佐賀県	257	11,481
42	長崎県	223	9,456
43	熊本県	322	12,896
44	大分県	241	9,378
45	宮崎県	212	8,135
46	鹿児島県	387	15,098
47	沖縄県	410	16,192
都道府県合計		17,351	844,171

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	252	20,964
49	仙台市	223	13,340
50	さいたま市	266	11,291
51	千葉市	173	10,388
52	横浜市	535	19,086
53	川崎市	132	12,516
54	相模原市	116	6,795
55	新潟市	172	10,935
56	静岡市	88	5,633
57	浜松市	142	6,254
58	名古屋市	230	8,421
59	京都市	187	14,704
60	大阪市	191	6,101
61	堺市	92	9,170
62	神戸市	228	15,355
63	岡山市	198	8,103
64	広島市	307	11,351
65	北九州市	133	12,575
66	福岡市	139	16,880
67	熊本市	153	6,689
指定都市合計		3,957	226,551

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	59	2,359
69	旭川市	91	3,148
70	青森市	53	3,169
71	八戸市	49	1,950
72	盛岡市	57	2,617
73	秋田市	47	1,722
74	山形市	70	3,306
75	福島市	78	3,011
76	郡山市	57	2,824
77	いわき市	68	3,050
78	宇都宮市	164	5,690
79	前橋市	73	4,143
80	高崎市	97	4,226
81	川越市	71	2,915
82	川口市	129	5,499
83	越谷市	50	2,968
84	船橋市	100	5,434
85	柏市	76	3,482
86	八王子市	130	6,298
87	横須賀市	72	2,050
88	富山市	114	6,986
89	金沢市	97	5,130
90	福井市	82	3,340
91	甲府市	49	1,751
92	長野市	90	8,575
93	岐阜市	46	3,521
94	豊橋市	92	3,491
95	岡崎市	46	3,067
96	豊田市	69	3,799
97	大津市	52	3,578
98	豊中市	41	4,432
99	高槻市	67	3,154
100	枚方市	108	4,840
101	八尾市	77	3,646
102	寝屋川市	41	2,215
103	東大阪市	60	4,243
104	姫路市	117	4,610
105	尼崎市	74	3,039
106	明石市	29	3,285
107	西宮市	75	3,782
108	奈良市	48	3,748
109	和歌山市	106	3,630
110	鳥取市	67	2,876
111	松江市	68	2,825
112	倉敷市	141	5,191
113	呉市	57	2,976
114	福山市	74	5,527
115	下関市	39	2,376
116	高松市	117	4,538
117	松山市	116	5,657
118	高知市	98	4,175
119	久留米市	47	4,541
120	長崎市	96	5,881
121	佐世保市	73	2,623
122	大分市	65	5,091
123	宮崎市	52	4,134
124	鹿児島市	201	7,682
125	那覇市	91	4,769
中核市合計		4,573	228,585
総合計		25,881	1,299,307

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	627	648	△ 21
2	青森県	192	188	4
3	岩手県	304	294	10
4	宮城県	278	273	5
5	秋田県	195	195	0
6	山形県	255	252	3
7	福島県	243	247	△ 4
8	茨城県	684	750	△ 66
9	栃木県	494	470	24
10	群馬県	343	332	11
11	埼玉県	1,082	1,041	41
12	千葉県	880	851	29
13	東京都	1,745	1,695	50
14	神奈川県	456	445	11
15	新潟県	333	333	0
16	富山県	166	162	4
17	石川県	239	235	4
18	福井県	168	171	△ 3
19	山梨県	225	221	4
20	長野県	342	334	8
21	岐阜県	308	303	5
22	静岡県	470	446	24
23	愛知県	727	730	△ 3
24	三重県	400	386	14
25	滋賀県	301	277	24
26	京都府	246	265	△ 19
27	大阪府	554	552	2
28	兵庫県	520	517	3
29	奈良県	219	212	7
30	和歌山県	139	132	7
31	鳥取県	115	113	2
32	島根県	167	165	2
33	岡山県	229	222	7
34	広島県	277	276	1
35	山口県	294	298	△ 4
36	徳島県	186	174	12
37	香川県	165	162	3
38	愛媛県	208	208	0
39	高知県	85	81	4
40	福岡県	438	449	△ 11
41	佐賀県	257	259	△ 2
42	長崎県	223	215	8
43	熊本県	322	307	15
44	大分県	241	231	10
45	宮崎県	212	204	8
46	鹿児島県	387	362	25
47	沖縄県	410	366	44
都道府県合計		17,351	17,049	302

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	252	254	△ 2
49	仙台市	223	229	△ 6
50	さいたま市	266	247	19
51	千葉市	173	172	1
52	横浜市	535	490	45
53	川崎市	132	132	0
54	相模原市	116	109	7
55	新潟市	172	158	14
56	静岡市	88	87	1
57	浜松市	142	134	8
58	名古屋市	230	227	3
59	京都市	187	187	0
60	大阪市	191	187	4
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	228	218	10
63	岡山市	198	182	16
64	広島市	307	290	17
65	北九州市	133	134	△ 1
66	福岡市	139	138	1
67	熊本市	153	144	9
指定都市合計		3,957	3,811	146

No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	59	58	1
69	旭川市	91	88	3
70	青森市	53	55	△ 2
71	八戸市	49	49	0
72	盛岡市	57	57	0
73	秋田市	47	43	4
74	山形市	70	64	6
75	福島市	78	78	0
76	郡山市	57	54	3
77	いわき市	68	65	3
78	宇都宮市	164	159	5
79	前橋市	73	71	2
80	高崎市	97	98	△ 1
81	川越市	71	65	6
82	川口市	129	128	1
83	越谷市	50	49	1
84	船橋市	100	97	3
85	柏市	76	58	18
86	八王子市	130	126	4
87	横須賀市	72	67	5
88	富山市	114	110	4
89	金沢市	97	95	2
90	福井市	82	78	4
91	甲府市	49	46	3
92	長野市	90	90	0
93	岐阜市	46	46	0
94	豊橋市	92	86	6
95	岡崎市	46	44	2
96	豊田市	69	66	3
97	大津市	52	50	2
98	豊中市	41	41	0
99	高槻市	67	68	△ 1
100	枚方市	108	116	△ 8
101	八尾市	77	74	3
102	寝屋川市	41	40	1
103	東大阪市	60	60	0
104	姫路市	117	110	7
105	尼崎市	74	69	5
106	明石市	29	29	0
107	西宮市	75	70	5
108	奈良市	48	48	0
109	和歌山市	106	105	1
110	鳥取市	67	62	5
111	松江市	68	65	3
112	倉敷市	141	134	7
113	呉市	57	56	1
114	福山市	74	74	0
115	下関市	39	41	△ 2
116	高松市	117	115	2
117	松山市	116	114	2
118	高知市	98	92	6
119	久留米市	47	96	△ 49
120	長崎市	96	94	2
121	佐世保市	73	68	5
122	大分市	65	62	3
123	宮崎市	52	50	2
124	鹿児島市	201	189	12
125	那覇市	91	86	5
中核市合計		4,573	4,468	105
総合計		25,881	25,328	553

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市のクラブ数（山形市64、福井市78、甲府市46、寝屋川市40）を減算している。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	29,349	28,384	965
2	青森県	9,584	9,338	246
3	岩手県	12,594	12,077	517
4	宮城県	15,500	14,504	996
5	秋田県	9,700	9,571	129
6	山形県	11,771	11,425	346
7	福島県	13,243	12,726	517
8	茨城県	39,740	38,539	1,201
9	栃木県	19,803	18,747	1,056
10	群馬県	15,725	15,523	202
11	埼玉県	48,331	46,702	1,629
12	千葉県	40,228	37,876	2,352
13	東京都	104,046	99,682	4,364
14	神奈川県	22,112	21,161	951
15	新潟県	15,664	15,092	572
16	富山県	6,556	6,452	104
17	石川県	9,936	9,570	366
18	福井県	7,765	7,401	364
19	山梨県	10,065	9,626	439
20	長野県	21,541	21,072	469
21	岐阜県	13,975	13,635	340
22	静岡県	20,761	19,677	1,084
23	愛知県	41,456	39,900	1,556
24	三重県	16,820	15,509	1,311
25	滋賀県	14,730	13,666	1,064
26	京都府	14,103	13,555	548
27	大阪府	31,846	30,478	1,368
28	兵庫県	23,544	22,307	1,237
29	奈良県	12,308	11,772	536
30	和歌山県	6,109	5,776	333
31	鳥取県	5,210	4,981	229
32	島根県	6,095	5,724	371
33	岡山県	8,871	8,303	568
34	広島県	12,468	11,657	811
35	山口県	13,500	13,494	6
36	徳島県	8,167	7,834	333
37	香川県	6,915	6,495	420
38	愛媛県	8,882	8,574	308
39	高知県	3,218	3,078	140
40	福岡県	29,304	28,320	984
41	佐賀県	11,481	10,909	572
42	長崎県	9,456	9,042	414
43	熊本県	12,896	12,590	306
44	大分県	9,378	9,203	175
45	宮崎県	8,135	7,767	368
46	鹿児島県	15,098	13,904	1,194
47	沖縄県	16,192	14,721	1,471
都道府県合計		844,171	808,339	35,832

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	20,964	19,357	1,607
49	仙台市	13,340	12,373	967
50	さいたま市	11,291	10,621	670
51	千葉市	10,388	10,051	337
52	横浜市	19,086	17,133	1,953
53	川崎市	12,516	9,649	2,867
54	相模原市	6,795	6,475	320
55	新潟市	10,935	10,188	747
56	静岡市	5,633	5,252	381
57	浜松市	6,254	6,029	225
58	名古屋	8,421	8,011	410
59	京都市	14,704	14,112	592
60	大阪市	6,101	5,893	208
61	堺市	9,170	8,901	269
62	神戸市	15,355	14,288	1,067
63	岡山市	8,103	7,445	658
64	広島市	11,351	10,462	889
65	北九州市	12,575	12,347	228
66	福岡市	16,880	16,125	755
67	熊本市	6,689	5,036	1,653
指定都市合計		226,551	209,748	16,803

No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	2,359	2,265	94
69	旭川市	3,148	2,997	151
70	青森市	3,169	2,835	334
71	八戸市	1,950	1,932	18
72	盛岡市	2,617	2,477	140
73	秋田市	1,722	1,592	130
74	山形市	3,306	3,076	230
75	福島市	3,011	2,977	34
76	郡山市	2,824	2,566	258
77	いわき市	3,050	2,797	253
78	宇都宮市	5,690	5,583	107
79	前橋市	4,143	3,904	239
80	高崎市	4,226	4,166	60
81	川越市	2,915	2,731	184
82	川口市	5,499	5,163	336
83	越谷市	2,968	2,861	107
84	船橋市	5,434	5,293	141
85	柏市	3,482	3,239	243
86	八王子市	6,298	6,123	175
87	横須賀市	2,050	1,942	108
88	富山市	6,986	7,525	△ 539
89	金沢市	5,130	5,050	80
90	福井市	3,340	3,252	88
91	甲府市	1,751	1,688	63
92	長野市	8,575	6,452	2,123
93	岐阜市	3,521	3,056	465
94	豊橋市	3,491	3,480	11
95	岡崎市	3,067	2,825	242
96	豊田市	3,799	3,565	234
97	大津市	3,578	3,375	203
98	豊中市	4,432	3,975	457
99	高槻市	3,154	3,029	125
100	枚方市	4,840	4,677	163
101	八尾市	3,646	3,455	191
102	寝屋川市	2,215	2,191	24
103	東大阪市	4,243	3,911	332
104	姫路市	4,610	4,460	150
105	尼崎市	3,039	2,791	248
106	明石市	3,285	3,047	238
107	西宮市	3,782	3,540	242
108	奈良市	3,748	3,476	272
109	和歌山市	3,630	3,572	58
110	鳥取市	2,876	2,682	194
111	松江市	2,825	2,774	51
112	倉敷市	5,191	4,966	225
113	呉市	2,976	2,832	144
114	福山市	5,527	5,093	434
115	下関市	2,376	2,243	133
116	高松市	4,538	4,453	85
117	松山市	5,657	5,568	89
118	高知市	4,175	4,127	48
119	久留米市	4,541	4,340	201
120	長崎市	5,881	5,656	225
121	佐世保市	2,623	2,499	124
122	大分市	5,091	4,779	312
123	宮崎市	4,134	3,642	492
124	鹿児島市	7,682	7,111	571
125	那覇市	4,769	4,603	166
中核市合計		228,585	216,279	12,306
総合計		1,299,307	1,234,366	64,941

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市の登録児童数（山形市3,076、福井市7,401、甲府市1,688、寝屋川市2,191）を減算している。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	128	127	1
2	青森県	73	106	△ 33
3	岩手県	178	6	172
4	宮城県	423	352	71
5	秋田県	54	68	△ 14
6	山形県	145	40	105
7	福島県	313	143	170
8	茨城県	463	395	68
9	栃木県	65	56	9
10	群馬県	0	10	△ 10
11	埼玉県	1,324	1,033	291
12	千葉県	865	763	102
13	東京都	3,282	3,651	△ 369
14	神奈川県	635	556	79
15	新潟県	46	78	△ 32
16	富山県	69	37	32
17	石川県	0	0	0
18	福井県	2	0	2
19	山梨県	60	99	△ 39
20	長野県	41	17	24
21	岐阜県	92	111	△ 19
22	静岡県	551	287	264
23	愛知県	564	590	△ 26
24	三重県	55	74	△ 19
25	滋賀県	122	19	103
26	京都府	44	160	△ 116
27	大阪府	276	264	12
28	兵庫県	427	261	166
29	奈良県	93	120	△ 27
30	和歌山県	83	124	△ 41
31	鳥取県	69	67	2
32	島根県	150	102	48
33	岡山県	53	17	36
34	広島県	124	123	1
35	山口県	415	366	49
36	徳島県	38	81	△ 43
37	香川県	9	19	△ 10
38	愛媛県	242	135	107
39	高知県	100	63	37
40	福岡県	589	432	157
41	佐賀県	259	264	△ 5
42	長崎県	24	34	△ 10
43	熊本県	199	225	△ 26
44	大分県	39	56	△ 17
45	宮崎県	123	171	△ 48
46	鹿児島県	192	256	△ 64
47	沖縄県	633	666	△ 33
都道府県合計		13,731	12,624	1,107

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	13	10	3
50	さいたま市	379	375	4
51	千葉市	348	595	△ 247
52	横浜市	—	—	—
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	84	78	6
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	86	173	△ 87
57	浜松市	471	355	116
58	名古屋市	—	—	—
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	79	52	27
64	広島市	65	25	40
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,525	1,663	△ 138

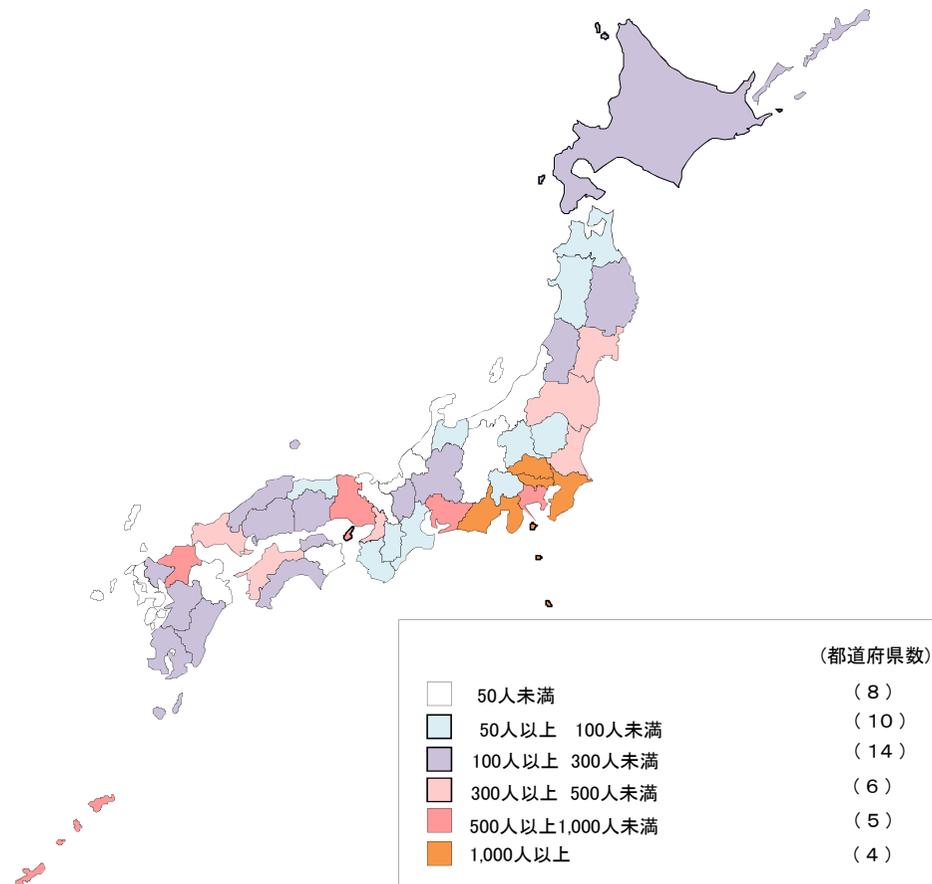
No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	6	3	3
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	2	0	2
72	盛岡市	23	6	17
73	秋田市	9	11	△ 2
74	山形市	0	0	0
75	福島市	37	89	△ 52
76	郡山市	130	0	130
77	いわき市	9	4	5
78	宇都宮市	0	0	0
79	前橋市	67	56	11
80	高崎市	0	0	0
81	川越市	0	0	0
82	川口市	0	0	0
83	越谷市	346	249	97
84	船橋市	327	192	135
85	柏市	36	52	△ 16
86	八王子市	145	170	△ 25
87	横須賀市	16	20	△ 4
88	富山市	28	75	△ 47
89	金沢市	21	19	2
90	福井市	0	0	0
91	甲府市	0	0	0
92	長野市	0	0	0
93	岐阜市	12	4	8
94	豊橋市	196	53	143
95	岡崎市	103	124	△ 21
96	豊田市	0	0	0
97	大津市	0	0	0
98	豊中市	0	0	0
99	高槻市	49	37	12
100	枚方市	26	5	21
101	八尾市	0	0	0
102	寝屋川市	0	0	0
103	東大阪市	101	162	△ 61
104	姫路市	124	164	△ 40
105	尼崎市	380	403	△ 23
106	明石市	0	0	0
107	西宮市	23	15	8
108	奈良市	0	0	0
109	和歌山市	0	0	0
110	鳥取市	0	0	0
111	松江市	40	13	27
112	倉敷市	30	72	△ 42
113	呉市	0	0	0
114	福山市	0	0	0
115	下関市	59	64	△ 5
116	高松市	252	286	△ 34
117	松山市	140	126	14
118	高知市	77	69	8
119	久留米市	0	0	0
120	長崎市	0	0	0
121	佐世保市	5	19	△ 14
122	大分市	5	61	△ 56
123	宮崎市	76	94	△ 18
124	鹿児島市	68	181	△ 113
125	那覇市	37	94	△ 57
中核市合計		3,005	2,992	13
総合計		18,261	17,279	982

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市の待機児童数（山形市0、福井市0、甲府市0、寝屋川市0）を減算している。

※佐野市（栃木県）、木更津市（千葉県）、横浜市の、名古屋市、隠岐の島町（島根県）、天草市（熊本県）、延岡市（宮崎県）、鹿児島市（鹿児島県）、日置市（鹿児島県）、南さつま市（鹿児島県）、奄美市（鹿児島県）は、待機児童を把握していないため、上記の数値に計上していない。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

令和元年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	134
青森県	75
岩手県	201
宮城県	436
秋田県	63
山形県	145
福島県	489
茨城県	463
栃木県	65
群馬県	67
埼玉県	2,049
千葉県	1,576
東京都	3,427
神奈川県	735
新潟県	46
富山県	97
石川県	21
福井県	2
山梨県	60
長野県	41
岐阜県	104
静岡県	1,108
愛知県	863
三重県	55
滋賀県	122
京都府	44
大阪府	452
兵庫県	954
奈良県	93
和歌山県	83
鳥取県	69
島根県	190
岡山県	162
広島県	189
山口県	474
徳島県	38
香川県	261
愛媛県	382
高知県	177
福岡県	589
佐賀県	259
長崎県	29
熊本県	199
大分県	44
宮崎県	199
鹿児島県	260
沖縄県	670
計	18,261

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和元年	平成30年	増減
1	北海道	13	12	1
2	青森県	5	4	1
3	岩手県	8	3	5
4	宮城県	11	11	0
5	秋田県	4	3	1
6	山形県	7	5	2
7	福島県	12	9	3
8	茨城県	14	12	2
9	栃木県	5	8	△ 3
10	群馬県	0	1	△ 1
11	埼玉県	25	25	0
12	千葉県	19	21	△ 2
13	東京都	34	36	△ 2
14	神奈川県	11	12	△ 1
15	新潟県	4	3	1
16	富山県	2	1	1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	1	0	1
19	山梨県	4	5	△ 1
20	長野県	6	4	2
21	岐阜県	8	8	0
22	静岡県	13	12	1
23	愛知県	18	18	0
24	三重県	11	7	4
25	滋賀県	7	1	6
26	京都府	3	5	△ 2
27	大阪府	12	10	2
28	兵庫県	10	13	△ 3
29	奈良県	10	8	2
30	和歌山県	6	7	△ 1
31	鳥取県	2	2	0
32	島根県	4	5	△ 1
33	岡山県	4	5	△ 1
34	広島県	5	4	1
35	山口県	6	6	0
36	徳島県	3	6	△ 3
37	香川県	2	3	△ 1
38	愛媛県	7	9	△ 2
39	高知県	9	8	1
40	福岡県	23	21	2
41	佐賀県	7	9	△ 2
42	長崎県	4	3	1
43	熊本県	13	14	△ 1
44	大分県	5	5	0
45	宮崎県	7	11	△ 4
46	鹿児島県	10	10	0
47	沖縄県	21	18	3
都道府県合計		415	403	12

No.	指定都市名	令和元年	平成30年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	—	—	—
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	—	—	—
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		8	8	0

No.	中核市名	令和元年	平成30年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	1	0	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	0	1
77	いわき市	1	1	0
78	宇都宮市	0	0	0
79	前橋市	1	1	0
80	高崎市	0	0	0
81	川越市	0	0	0
82	川口市	0	0	0
83	越谷市	1	1	0
84	船橋市	1	1	0
85	柏市	1	1	0
86	八王子市	1	1	0
87	横須賀市	1	1	0
88	富山市	1	1	0
89	金沢市	1	1	0
90	福井市	0	0	0
91	甲府市	0	0	0
92	長野市	0	0	0
93	岐阜市	1	1	0
94	豊橋市	1	1	0
95	岡崎市	1	1	0
96	豊田市	0	0	0
97	大津市	0	0	0
98	豊中市	0	0	0
99	高槻市	1	1	0
100	枚方市	1	1	0
101	八尾市	0	0	0
102	寝屋川市	0	0	0
103	東大阪市	1	1	0
104	姫路市	1	1	0
105	尼崎市	1	1	0
106	明石市	0	0	0
107	西宮市	1	1	0
108	奈良市	0	0	0
109	和歌山市	0	0	0
110	鳥取市	0	0	0
111	松江市	1	1	0
112	倉敷市	1	1	0
113	呉市	0	0	0
114	福山市	0	0	0
115	下関市	1	1	0
116	高松市	1	1	0
117	松山市	1	1	0
118	高知市	1	1	0
119	久留米市	0	0	0
120	長崎市	0	0	0
121	佐世保市	1	1	0
122	大分市	1	1	0
123	宮崎市	1	1	0
124	鹿児島市	1	1	0
125	那覇市	1	1	0
中核市合計		35	33	2
総合計		458	444	14

※令和元年から「山形市、福井市、甲府市、寝屋川市」が中核市となったため、平成30年度公表データ「山形県、福井県、山梨県、大阪府」から当該中核市の数（山形市0、福井市0、甲府市0、寝屋川市0）を減算している。

※佐野市（栃木県）、木更津市（千葉県）、横浜市、名古屋市、隠岐の島町（島根県）、天草市（熊本県）、延岡市（宮崎県）、鹿屋市（鹿児島県）、日置市（鹿児島県）、南さつま市（鹿児島県）、奄美市（鹿児島県）は、待機児童を把握していないため、上記の数値に計上していない。

令和元年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	静岡県	浜松市	471
2	兵庫県	尼崎市	380
3	埼玉県	さいたま市	379
4	東京都	足立区	354
5	東京都	練馬区	353
6	千葉県	千葉市	348
7	埼玉県	越谷市	346
8	千葉県	船橋市	327
9	埼玉県	所沢市	261
10	香川県	高松市	252
11	愛知県	一宮市	230
12	東京都	杉並区	206
13	東京都	中央区	201
14	山口県	岩国市	198
15	愛知県	豊橋市	196
16	東京都	葛飾区	190
17	埼玉県	三郷市	184
18	兵庫県	宝塚市	182
19	千葉県	成田市	179
20	神奈川県	茅ヶ崎市	174
21	東京都	あきる野市	164
22	東京都	立川市	159
23	神奈川県	厚木市	158
24	福岡県	粕屋町	153
25	東京都	調布市	149
26	東京都	墨田区	145
27	東京都	八王子市	145
28	愛媛県	四国中央市	144
29	岩手県	奥州市	142
30	佐賀県	佐賀市	142
31	愛媛県	松山市	140
32	東京都	東村山市	137
33	山口県	山口市	137
34	埼玉県	朝霞市	136
35	東京都	大田区	136
36	東京都	江東区	132
37	福島県	郡山市	130
38	東京都	中野区	124
39	兵庫県	姫路市	124
40	神奈川県	伊勢原市	122
41	福島県	須賀川市	120
42	茨城県	つくば市	119
43	千葉県	市川市	115
44	静岡県	藤枝市	107
45	埼玉県	入間市	106
46	埼玉県	熊谷市	103
47	千葉県	八千代市	103
48	愛知県	岡崎市	103
49	宮城県	石巻市	101
50	大阪府	東大阪市	101
51	大阪府	岸和田市	95

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
52	千葉県	市原市	94
53	島根県	出雲市	93
54	千葉県	習志野市	89
55	宮城県	大和町	88
56	鹿児島県	出水市	88
57	沖縄県	沖縄市	88
58	静岡県	静岡市	86
59	静岡県	御殿場市	86
60	東京都	東久留米市	84
61	東京都	稲城市	84
62	神奈川県	相模原市	84
63	東京都	清瀬市	82
64	埼玉県	行田市	80
65	沖縄県	宜野湾市	80
66	静岡県	磐田市	79
67	滋賀県	米原市	79
68	兵庫県	川西市	79
69	岡山県	岡山市	79
70	埼玉県	狭山市	77
71	高知県	高知市	77
72	宮崎県	宮崎市	76
73	静岡県	島田市	75
74	東京都	青梅市	74
75	東京都	北区	73
76	福岡県	志免町	72
77	茨城県	日立市	69
78	茨城県	水戸市	68
79	鹿児島県	鹿児島市	68
80	群馬県	前橋市	67
81	宮城県	登米市	66
82	神奈川県	藤沢市	66
83	東京都	台東区	65
84	広島県	広島市	65
85	埼玉県	和光市	64
86	宮城県	亘理町	63
87	千葉県	流山市	62
88	東京都	三鷹市	62
89	沖縄県	浦添市	62
90	東京都	狛江市	61
91	広島県	三原市	61
92	山口県	防府市	61
93	沖縄県	うるま市	60
94	宮城県	大崎市	59
95	山口県	下関市	59
96	静岡県	沼津市	58
97	沖縄県	豊見城市	58
98	鳥取県	米子市	57
99	茨城県	笠間市	56
100	愛知県	豊川市	56
101	山形県	尾花沢市	53
102	佐賀県	唐津市	50

(※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。

- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
- ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
(1) 開所時間が保護者の希望に答えている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
(2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
- ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・保護者が育児休業中の場合については、本調査の待機児童数に含めないことができる。
- ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,859	1,065	37.3%
2	青森県	722	412	57.1%
3	岩手県	1,460	661	45.3%
4	宮城県	1,575	586	37.2%
5	秋田県	1,024	295	28.8%
6	山形県	1,284	708	55.1%
7	福島県	1,127	596	52.9%
8	茨城県	4,637	1,061	22.9%
9	栃木県	2,477	1,056	42.6%
10	群馬県	1,840	794	43.2%
11	埼玉県	5,963	2,237	37.5%
12	千葉県	5,182	1,558	30.1%
13	東京都	14,817	5,154	34.8%
14	神奈川県	2,918	492	16.9%
15	新潟県	1,790	771	43.1%
16	富山県	1,133	171	15.1%
17	石川県	1,026	407	39.7%
18	福井県	724	253	34.9%
19	山梨県	717	412	57.5%
20	長野県	1,708	522	30.6%
21	岐阜県	1,932	586	30.3%
22	静岡県	2,249	850	37.8%
23	愛知県	4,796	788	16.4%
24	三重県	2,673	745	27.9%
25	滋賀県	2,009	703	35.0%
26	京都府	1,525	587	38.5%
27	大阪府	2,816	926	32.9%
28	兵庫県	2,598	998	38.4%
29	奈良県	1,337	370	27.7%
30	和歌山県	820	256	31.2%
31	鳥取県	580	145	25.0%
32	島根県	1,054	280	26.6%
33	岡山県	1,516	515	34.0%
34	広島県	1,149	543	47.3%
35	山口県	1,664	305	18.3%
36	徳島県	1,036	461	44.5%
37	香川県	685	265	38.7%
38	愛媛県	1,073	129	12.0%
39	高知県	461	260	56.4%
40	福岡県	2,967	1,385	46.7%
41	佐賀県	1,353	498	36.8%
42	長崎県	1,102	438	39.7%
43	熊本県	1,555	630	40.5%
44	大分県	1,434	464	32.4%
45	宮崎県	975	463	47.5%
46	鹿児島県	1,756	723	41.2%
47	沖縄県	2,141	1,171	54.7%
都道府県合計		100,239	34,695	34.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,483	594	40.1%
49	仙台市	1,202	922	76.7%
50	さいたま市	1,521	511	33.6%
51	千葉市	977	519	53.1%
52	横浜市	5,434	1,112	20.5%
53	川崎市	1,560	332	21.3%
54	相模原市	1,418	137	9.7%
55	新潟市	1,184	626	52.9%
56	静岡市	518	30	5.8%
57	浜松市	899	110	12.2%
58	名古屋市	1,739	354	20.4%
59	京都市	710	448	63.1%
60	大阪市	866	403	46.5%
61	堺市	1,241	44	3.5%
62	神戸市	1,968	399	20.3%
63	岡山市	1,094	159	14.5%
64	広島市	2,023	69	3.4%
65	北九州市	1,653	317	19.2%
66	福岡市	702	289	41.2%
67	熊本市	580	25	4.3%
指定都市合計		28,772	7,400	25.7%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	342	123	36.0%
69	旭川市	226	30	13.3%
70	青森市	224	223	99.6%
71	八戸市	221	122	55.2%
72	盛岡市	327	115	35.2%
73	秋田市	237	116	48.9%
74	山形市	285	225	78.9%
75	福島市	425	197	46.4%
76	郡山市	266	57	21.4%
77	いわき市	368	202	54.9%
78	宇都宮市	351	351	100.0%
79	前橋市	525	180	34.3%
80	高崎市	495	172	34.7%
81	川越市	223	217	97.3%
82	川口市	426	155	36.4%
83	越谷市	219	219	100.0%
84	船橋市	442	353	79.9%
85	柏市	327	121	37.0%
86	八王子市	455	161	35.4%
87	横須賀市	481	96	20.0%
88	富山市	731	146	20.0%
89	金沢市	529	204	38.6%
90	福井市	677	131	19.4%
91	甲府市	129	115	89.1%
92	長野市	927	393	42.4%
93	岐阜市	348	172	49.4%
94	豊橋市	458	160	34.9%
95	岡崎市	377	24	6.4%
96	豊田市	664	35	5.3%
97	大津市	328	121	36.9%
98	豊中市	241	82	34.0%
99	高槻市	304	114	37.5%
100	枚方市	223	183	82.1%
101	八尾市	238	238	100.0%
102	寝屋川市	170	0	0.0%
103	東大阪市	540	184	34.1%
104	姫路市	504	0	0.0%
105	尼崎市	289	26	9.0%
106	明石市	216	90	41.7%
107	西宮市	334	173	51.8%
108	奈良市	540	171	31.7%
109	和歌山市	468	11	2.4%
110	鳥取市	382	168	44.0%
111	松江市	478	174	36.4%
112	倉敷市	761	389	51.1%
113	呉市	252	0	0.0%
114	福山市	319	319	100.0%
115	下関市	192	125	65.1%
116	高松市	404	165	40.8%
117	松山市	850	15	1.8%
118	高知市	329	158	48.0%
119	久留米市	500	160	32.0%
120	長崎市	825	287	34.8%
121	佐世保市	379	187	49.3%
122	大分市	502	139	27.7%
123	宮崎市	434	189	43.5%
124	鹿児島市	1,123	60	5.3%
125	那覇市	573	267	46.6%
中核市合計		24,403	9,010	36.9%
総合計		153,414	51,105	33.3%

令和元年5月1日 厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

(単位：か所)

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	165	46	211	33.7%
2	青森県	66	15	81	42.2%
3	岩手県	47	70	117	38.5%
4	宮城県	68	60	128	46.0%
5	秋田県	73	19	92	47.2%
6	山形県	42	38	80	31.4%
7	福島県	76	34	110	45.3%
8	茨城県	251	154	405	59.2%
9	栃木県	104	93	197	39.9%
10	群馬県	49	56	105	30.6%
11	埼玉県	277	357	634	58.6%
12	千葉県	409	254	663	75.3%
13	東京都	521	422	943	54.0%
14	神奈川県	145	53	198	43.4%
15	新潟県	119	50	169	50.8%
16	富山県	61	30	91	54.8%
17	石川県	54	42	96	40.2%
18	福井県	36	11	47	28.0%
19	山梨県	40	18	58	25.8%
20	長野県	86	54	140	40.9%
21	岐阜県	165	63	228	74.0%
22	静岡県	156	132	288	61.3%
23	愛知県	202	157	359	49.4%
24	三重県	38	94	132	33.0%
25	滋賀県	66	75	141	46.8%
26	京都府	84	80	164	66.7%
27	大阪府	317	193	510	92.1%
28	兵庫県	186	171	357	68.7%
29	奈良県	63	76	139	63.5%
30	和歌山県	55	31	86	61.9%
31	鳥取県	29	12	41	35.7%
32	島根県	42	25	67	40.1%
33	岡山県	74	47	121	52.8%
34	広島県	74	85	159	57.4%
35	山口県	95	92	187	63.6%
36	徳島県	28	40	68	36.6%
37	香川県	49	50	99	60.0%
38	愛媛県	77	50	127	61.1%
39	高知県	30	31	61	71.8%
40	福岡県	95	214	309	70.5%
41	佐賀県	105	104	209	81.3%
42	長崎県	7	22	29	13.0%
43	熊本県	31	88	119	37.0%
44	大分県	53	57	110	45.6%
45	宮崎県	54	12	66	31.1%
46	鹿児島県	33	28	61	15.8%
47	沖縄県	6	29	35	8.5%
都道府県合計		4,903	3,934	8,837	50.9%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	93	0	93	36.9%
49	仙台市	58	1	59	26.5%
50	さいたま市	35	32	67	25.2%
51	千葉市	69	58	127	73.4%
52	横浜市	277	17	294	55.0%
53	川崎市	0	114	114	86.4%
54	相模原市	16	24	40	34.5%
55	新潟市	33	71	104	60.5%
56	静岡市	36	28	64	72.7%
57	浜松市	35	82	117	82.4%
58	名古屋市	48	0	48	20.9%
59	京都市	27	7	34	18.2%
60	大阪市	81	0	81	42.4%
61	堺市	69	20	89	96.7%
62	神戸市	50	9	59	25.9%
63	岡山市	47	126	173	87.4%
64	広島市	64	67	131	42.7%
65	北九州市	15	75	90	67.7%
66	福岡市	25	112	137	98.6%
67	熊本市	36	90	126	82.4%
指定都市合計		1,114	933	2,047	51.7%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	16	1	17	28.8%
69	旭川市	30	23	53	58.2%
70	青森市	31	2	33	62.3%
71	八戸市	13	1	14	28.6%
72	盛岡市	3	2	5	8.8%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	30	2	32	45.7%
75	福島市	5	11	16	20.5%
76	郡山市	33	21	54	94.7%
77	いわき市	16	26	42	61.8%
78	宇都宮市	59	90	149	90.9%
79	前橋市	7	23	30	41.1%
80	高崎市	10	57	67	69.1%
81	川越市	54	16	70	98.6%
82	川口市	84	43	127	98.4%
83	越谷市	10	33	43	86.0%
84	船橋市	35	51	86	86.0%
85	柏市	27	45	72	94.7%
86	八王子市	37	44	81	62.3%
87	横須賀市	26	0	26	36.1%
88	富山市	23	29	52	45.6%
89	金沢市	13	4	17	17.5%
90	福井市	34	0	34	41.5%
91	甲府市	6	16	22	44.9%
92	長野市	49	0	49	54.4%
93	岐阜市	41	0	41	89.1%
94	豊橋市	17	16	33	35.9%
95	岡崎市	2	3	5	10.9%
96	豊田市	29	39	68	98.6%
97	大津市	8	14	22	42.3%
98	豊中市	37	4	41	100.0%
99	高槻市	29	34	63	94.0%
100	枚方市	24	73	97	89.8%
101	八尾市	47	19	66	85.7%
102	寝屋川市	33	8	41	100.0%
103	東大阪市	25	25	50	83.3%
104	姫路市	9	69	78	66.7%
105	尼崎市	10	44	54	73.0%
106	明石市	10	17	27	93.1%
107	西宮市	8	62	70	93.3%
108	奈良市	7	37	44	91.7%
109	和歌山市	73	17	90	84.9%
110	鳥取市	33	13	46	68.7%
111	松江市	19	10	29	42.6%
112	倉敷市	43	69	112	79.4%
113	呉市	35	15	50	87.7%
114	福山市	41	23	64	86.5%
115	下関市	26	8	34	87.2%
116	高松市	34	57	91	77.8%
117	松山市	20	68	88	75.9%
118	高知市	42	45	87	88.8%
119	久留米市	0	44	44	93.6%
120	長崎市	22	20	42	43.8%
121	佐世保市	1	11	12	16.4%
122	大分市	18	28	46	70.8%
123	宮崎市	20	21	41	78.8%
124	鹿児島市	50	42	92	45.8%
125	那覇市	11	13	24	26.4%
中核市合計		1,475	1,508	2,983	65.2%
総合計		7,492	6,375	13,867	53.6%

令和元年5月1日 厚生労働省調査

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	35	6	41	19.4%
2	青森県	10	1	11	13.6%
3	岩手県	7	5	12	10.3%
4	宮城県	9	5	14	10.9%
5	秋田県	13	5	18	19.6%
6	山形県	7	4	11	13.8%
7	福島県	22	1	23	20.9%
8	茨城県	109	80	189	46.7%
9	栃木県	30	19	49	24.9%
10	群馬県	10	7	17	16.2%
11	埼玉県	159	169	328	51.7%
12	千葉県	86	68	154	23.2%
13	東京都	443	316	759	80.5%
14	神奈川県	78	18	96	48.5%
15	新潟県	5	9	14	8.3%
16	富山県	31	9	40	44.0%
17	石川県	1	1	2	2.1%
18	福井県	5	3	8	17.0%
19	山梨県	17	6	23	39.7%
20	長野県	19	11	30	21.4%
21	岐阜県	23	15	38	16.7%
22	静岡県	44	44	88	30.6%
23	愛知県	56	48	104	29.0%
24	三重県	7	22	29	22.0%
25	滋賀県	0	3	3	2.1%
26	京都府	10	30	40	24.4%
27	大阪府	233	132	365	71.6%
28	兵庫県	93	104	197	55.2%
29	奈良県	6	12	18	12.9%
30	和歌山県	10	13	23	26.7%
31	鳥取県	2	2	4	9.8%
32	島根県	7	3	10	14.9%
33	岡山県	11	7	18	14.9%
34	広島県	10	15	25	15.7%
35	山口県	32	36	68	36.4%
36	徳島県	9	2	11	16.2%
37	香川県	0	2	2	2.0%
38	愛媛県	9	8	17	13.4%
39	高知県	4	2	6	9.8%
40	福岡県	20	41	61	19.7%
41	佐賀県	9	17	26	12.4%
42	長崎県	3	3	6	20.7%
43	熊本県	8	3	11	9.2%
44	大分県	16	20	36	32.7%
45	宮崎県	2	1	3	4.5%
46	鹿児島県	1	0	1	1.6%
47	沖縄県	2	6	8	22.9%
都道府県合計		1,723	1,334	3,057	34.6%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	98.9%
49	仙台市	8	1	9	15.3%
50	さいたま市	30	25	55	82.1%
51	千葉市	57	54	111	87.4%
52	横浜市	277	17	294	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	7	11	18	17.3%
56	静岡市	13	14	27	42.2%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	48	0	48	100.0%
59	京都市	17	0	17	50.0%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	17	4	21	23.6%
62	神戸市	24	5	29	49.2%
63	岡山市	7	34	41	23.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	25	108	133	97.1%
67	熊本市	36	90	126	100.0%
指定都市合計		742	478	1,220	59.6%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.8%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	29	2	31	93.9%
71	八戸市	2	0	2	14.3%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	9.4%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	0	0	0	0.0%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	宇都宮市	0	0	0	0.0%
79	前橋市	4	14	18	60.0%
80	高崎市	0	0	0	0.0%
81	川越市	0	0	0	0.0%
82	川口市	20	13	33	26.0%
83	越谷市	0	0	0	0.0%
84	船橋市	35	51	86	100.0%
85	柏市	27	45	72	100.0%
86	八王子市	36	42	78	96.3%
87	横須賀市	1	0	1	3.8%
88	富山市	7	7	14	26.9%
89	金沢市	0	0	0	0.0%
90	福井市	0	0	0	0.0%
91	甲府市	1	1	2	9.1%
92	長野市	49	0	49	100.0%
93	岐阜市	14	0	14	34.1%
94	豊橋市	5	5	10	30.3%
95	岡崎市	0	1	1	20.0%
96	豊田市	1	1	2	2.9%
97	大津市	0	0	0	0.0%
98	豊中市	0	0	0	0.0%
99	高槻市	0	0	0	0.0%
100	枚方市	24	73	97	100.0%
101	八尾市	44	17	61	92.4%
102	寝屋川市	33	8	41	100.0%
103	東大阪市	0	0	0	0.0%
104	姫路市	0	0	0	0.0%
105	尼崎市	10	44	54	100.0%
106	明石市	4	4	8	29.6%
107	西宮市	0	13	13	18.6%
108	奈良市	6	37	43	97.7%
109	和歌山市	0	0	0	0.0%
110	鳥取市	0	0	0	0.0%
111	松江市	11	10	21	72.4%
112	倉敷市	43	69	112	100.0%
113	呉市	0	0	0	0.0%
114	福山市	10	4	14	21.9%
115	下関市	9	1	10	29.4%
116	高松市	7	13	20	22.0%
117	松山市	9	30	39	44.3%
118	高知市	0	0	0	0.0%
119	久留米市	0	0	0	0.0%
120	長崎市	6	6	12	28.6%
121	佐世保市	1	6	7	58.3%
122	大分市	6	12	18	39.1%
123	宮崎市	1	2	3	7.3%
124	鹿児島市	45	32	77	83.7%
125	那覇市	6	10	16	66.7%
中核市合計		511	573	1,084	36.3%
総合計		2,976	2,385	5,361	38.7%

令和元年5月1日 厚生労働省調査

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

3 調査の期日

令和元年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)